

UNCONTROLLED

アップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。

- (3) 化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。
 - (4) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。
 - イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 (第4図(1))
 - ロ) 原料貯蔵所 (第4図(2))
 - ハ) 容器管理棟 保管室 (第4図(3))
 - (5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。
3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。
- (1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 (第4図(4))
 - (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 (第4図(5))
 - (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 (第4図(6))
 - (4) 第2核燃料倉庫 (第4図(7))
 - (5) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) (第4図(8))
 - (6) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) (第4図(9))

UNCONTROLLED

第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理

(放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る計画及び実施)

第73条 管理総括者は、第75条から第77条に記載する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する標準書を定める。

2. 担当課長は、前項に定めた標準書に基づき、第75条から第77条の業務を実施する。

(放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る評価及び改善)

第74条 担当部長は、第73条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第73条に定める標準書を改める。

(廃棄物の仕掛品)

第75条 担当課長は、第1種管理区域で発生し、廃棄設備へ廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）について、不燃物、可燃物に区別し、必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に収納する。

2. 担当課長は、廃棄物の仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが困難な場合には、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じる。
3. 設備技術課長は、工事において廃棄物の仕掛品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域で実施する廃棄物の仕掛品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。
4. 環境保全課長は、第1項から第3項の廃棄物の仕掛品を受け入れ、不燃物、可燃物に区分し、必要に応じて解体、切断、分別、除染、乾燥し、作業中は汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業終了後に金属製容器に収納する。
5. 環境保全課長は、第4項の措置を講じた廃棄物の仕掛品については、第6図で指定する保管場所に保管する。
6. 環境保全課長は、第5項に定める廃棄物の仕掛品の保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じる。但し、(1)号において、加工棟燃料棒溶接室における保管状況の巡視は、組立課長が実施する。

(1) 保管状況の巡視

(2) その他保安上必要な措置

(放射性固体廃棄物)

第75条の2 環境保全課長は、固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは所定の容器に入れ、次の各号に定める事項に従い保管廃棄設備に保管する。

UNCONTROLLED

- (1) 廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類すること。
 - (2) 廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。

なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。
 - (3) 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。
 - (4) 廃棄物を保管廃棄する場合、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表第16で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。
 - (5) 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。
 - (6) 廃棄物を保管廃棄するにあたっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が $2\ \mu\text{Sv/h}$ 以下となるよう配置すること。
2. 環境保全課長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。
 3. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。
 4. 環境保全課長は、三菱マテリアル(株)那珂エネルギー開発研究所（以下「MMTL」という。）又はNDCから受入れた廃棄物は発生元事業所毎に減容処理した後に発生元に払出しする。
 5. 安全管理課長は、前項の廃棄物を受入れる場合は、別表第17に定める基準に適合することを確認する。
 6. 環境保全課長は、第4項の廃棄物を減容処理する場合は、別表第17に定める基準を遵守する。
 7. 環境保全課長は、共用する使用施設で発生する放射性固体廃棄物についても、加工施設と同様に扱う。

(放射性廃棄物でない廃棄物)

第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出し、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。
- (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。
- (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。

UNCONTROLLED

(放射性液体廃棄物)

第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。

2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。

3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。

4. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより廃水又は排水中の放射性物質濃度を測定し、担当課長に通知する。

5. 安全管理課長は、前項の測定により廃水又は排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに担当課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。

6. 担当課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。

7. 担当課長は、前項において廃水又は排水中の放射性物質の濃度が別表第14に定める管理目標値をこえた場合は適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。

8. 安全管理課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。

9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。

ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。

10. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

UNCONTROLLED

(放射性気体廃棄物)

第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。

2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14 に定める管理目標値を超えないようにする。

3. 安全管理課長は、別表第 15 に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。

4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに設備技術課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。

5. 設備技術課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。

6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第 14 に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧告する。

7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。

UNCONTROLLED

第10章 非常時の措置

第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善

(非常時の措置に係る計画及び実施)

第78条 管理総括者は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第80条から第88条に記載する事項を定めた非常時の措置に関する標準書を定める。

2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第80条から第88条の業務を実施する。

(非常時の措置に係る評価及び改善)

第79条 担当部長は、第78条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第78条に定める標準書を改める。

第2節 事前対策

(非常時対策組織)

第80条 管理総括者は、設計想定事象及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第7図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。

2. 非常時対策組織に対策本部をおき、対策本部長には管理総括者があたる。ただし、管理総括者が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。

(非常時要員)

第81条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。

(非常時用器材の整備)

第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。

2. 非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。

UNCONTROLLED

(通報系統)

第83条 管理総括者は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

第3節 初期活動

(通報及び退避)

第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。

2. 相対するエリアモニタが警報設定値以上の外部放射線を同時に検知した場合は、入構者を退避させるとともに防災組織活動を実施する。

(応急措置)

第85条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。

2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。

第4節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第86条 管理総括者は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、あらかじめ定められた要領に従い、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織である防災組織に移行させる。

(非常時対策活動及び非常時体制の解除)

第87条 非常時体制が発令された場合は、対策本部長は非常時要員を招集し、あらかじめ定められた通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。

2. 非常時対策組織は、対策本部長の総括のもと、第16条に定める管理組織による事故対処の活動を踏まえ、非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。
3. 対策本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。

UNCONTROLLED

(緊急作業従事者)

第87条の2 管理総括者は、次の各号いずれにも該当する放射線業務従事者を、緊急作業に従事させることができる緊急作業従事者として選定する。

- (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面にて申請し、許可された者。
- (2) 緊急作業について、訓練を受けた者。
- (3) 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者。

(緊急作業従事者の線量管理等)

第87条の3 管理総括者は、選定した緊急作業従事者を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 緊急作業従事者の線量限度は、別表第5に定める値とし、当該従事者の線量が別表第5に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、緊急作業への従事禁止を指示する。
- (2) 緊急作業に従事させる期間中における緊急作業従事者の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該従事者に通知する。
- (3) 緊急作業従事者の受ける線量の低減を図るため、適切な放射線防護措置を講じる。
- (4) 緊急作業を行った緊急作業従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。

第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第88条 原子力災害対策特別措置法に基づく災害が発生した場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めた三菱原子燃料株式会社の原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。

UNCONTROLLED

第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置

第1節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画、実施、評価及び改善

(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画及び実施)

第89条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第91条に記載する事項を定めた設計想定事象（火災及び爆発、竜巻などの自然災害、内部溢水をいう。）に係る加工施設の保全に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」に規定する事項を含む。

2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第91条の業務を実施する。

(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する評価及び改善)

第90条 担当部長は、設計想定事象発生時の保全活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第89条に定める標準書を改める。

第2節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備

(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備)

第91条 管理総括者は、設計想定事象発生時における加工施設の必要な機能を維持するため次の措置を講じる。

- (1) 必要な体制の整備
- (2) 要員に対する教育・訓練
- (3) 必要な資機材の整備

2. 各課長は、第89条に定めた標準書に基づき、設計想定事象発生時において加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う。

3. 各課長は、設計想定事象の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。

4. 各課長は、第30条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。

UNCONTROLLED

第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置

第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善

(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施)

第98条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第100条に記載する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動に関する標準書を第78条の標準書に含めて定める。

2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第100条の業務を実施する。

(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る評価及び改善)

第99条 担当部長は、第98条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第98条に定める標準書を改める。

第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備

(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備*)

第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第13章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。

- (1) 必要な体制を整備する。
- (2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。
- (3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。
- (4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。

* 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。

2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。
 - (1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

UNCONTROLLED

- (2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。
 - (3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
 - (4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。
 - (5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
3. 各課長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。

UNCONTROLLED

第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置

第1節 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置

(六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置)

第101条 長期間（1年以上）に亘り停止状態にある六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転再開に向けた措置として、以下を行う。

- (1) 社長は、長期停止後の運転再開における安全の確保を含む保安品質方針を策定するとともに、管理総括者に保安品質目標を設定させる。また、管理総括者、核燃料取扱主任者並びに各部長を出席させたマネジメントレビュー会議を開催し、運転再開に向けた、六ふっ化ウランを正圧で取扱うことに対する安全の確保に係る取り組み状況をレビューすることにより、保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価を行う。
- (2) 管理総括者は、保安品質方針に従って、六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した改善措置を含め、長期停止後の運転再開における安全確保の活動を確実に実施するために、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を定める。このため、担当部長に保安品質目標による活動として、以下の1)及び2)の事項を盛り込んだ計画を作成させ、安全衛生委員会の審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を策定する。策定した長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画の実施状況については、担当部長から受ける保安品質目標の活動状況報告により確認する。その上で、要改善事項については確実に改善させ、設備が健全であること及び必要な力量を持った操作員が確保されていることを確認し、製造部長に対して運転再開の指示を行う。

1) 計画に関する要件

イ) 長期停止後運転再開計画

- ① 立入制限区域へ立入る者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）

担当課長は、立入制限区域へ立入る者に対し、安全管理課長による立入許可のための教育を受けさせる。

- ② 転換工程に従事する操作員の教育・訓練（製造部長）

操作員に関しては、長期停止に伴う力量の一時的な低下及び新規取り組み事項の習熟を考慮し、操作員の力量レベルに応じた教育内容及び教育期間を明確にし、操作に係る技量教育を含め、操作全般の再教育・訓練を行う。再教育・訓練の計画には、長期停止期間中に変更又は追加された六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関すること及び六ふっ化ウラン漏えい時の異常時対応を含める。

- ③ 他の工程に従事する者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）

担当課長は、立入制限区域及び立入管理区域へ立入る者に対して、実施すべき事項の教育（複数人作業、必要な防護具の携行及び着用）を行う（なお、転換工程に従事する操作員の教育・訓練にも当該内容を含む。）。

UNCONTROLLED

④ 六ふっ化ウランを正圧で取扱う設備の総点検（製造部長及び生産管理部長）
設備に関しては、長期間の停止に伴う劣化等の影響を考慮し、閉じ込め、臨界防止の機能が健全であることを総点検する。総点検に当たっては、設備の管理状態、経年変化調査結果及び故障モードを考慮し、安全機能の健全性を確認する上で必要な点検項目を抽出する。抽出した点検項目について、設備の状態（劣化、腐食等）及び機器の動作を確認し、機器単体の機能が健全であること並びに系統からの漏えい防止及びインターロック作動等のシステム全体での安全機能を確認する。

ロ) 保安教育訓練計画（安全・品質保証部長）

① 保安教育

第24条第2項（1）のイ）からニ）に定める六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関し、従業員等が理解しておくべき事項

② 非常時対策組織要員への教育・訓練

第25条第2項（1）及び（2）に定める六ふっ化ウラン漏えい事故に対処するための訓練において、転換課の操作員を含めた非常時対策組織要員が役割に応じ、力量として備えておくべき初動対応及び拡大防止措置に関する事項

2) 実施スケジュール

イ) 1) の要件を反映した長期停止後運転再開計画の立案及び実施スケジュール

ロ) 保安品質目標に従った計画立案の進捗状況及び実施状況の報告時期

- (3) 製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長は、管理総括者の指示により、自部門の保安品質目標を作成（管理総括者が策定）する。また、保安品質目標に従って担当課長に保安活動を実施させ、実施状況を都度、管理総括者へ報告する。製造部長は管理総括者の指示を受けて、転換課長に運転再開を指示する。
- (4) 転換課長、成形課長、環境保全課長、設備技術課長、安全・品質保証課長及び安全管理課長は、策定された自部門の保安品質目標に従って、保安活動を実施し、実施状況を都度、担当部長に報告する。転換課長は、製造部長の指示を受けて、運転を再開する。

第2節 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画、
実施、評価及び改善

(六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画及び実施)

第102条 管理総括者は、第104条から第120条に記載する事項を定めた六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する標準書を定める。

2. 管理総括者、担当部長及び担当課長は、前項に定めた標準書に基づき、第104条から第120条の業務を実施する。

UNCONTROLLED

(六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る評価及び改善)

第103条 担当部長は、第102条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第102条に定める標準書を改める。

第3節 六ふっ化ウラン漏えい時の作業員への影響を防止するための措置

(六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置)

第104条 転換課長は、作業員への直接ばく露を防止するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は防護カバー内側を立入禁止区域に設定し、その旨を転換課の操作員に掲示させる。

2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時着用を義務付ける。また、立入管理区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時携行を義務付ける。
3. 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者は、HF用防護具を常時着用する。また、立入管理区域へ立入る者は、HF用防護具を常時携行する。

(六ふっ化ウラン漏えいの検知)

第105条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に常時、転換課の操作員1名を中央制御室に配置し、HF漏えい検知警報設備による警報及び目視（補助的に監視カメラ）で監視させる。なお、監視カメラは、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備全体を視認できるように設置する。

(六ふっ化ウラン漏えい事故発生時の周知)

第106条 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、HF漏えい検知警報設備（UF₆フードボックス内、UF₆防護カバー内、UF₆防護カバー外）の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送（迅速かつ確実に実施できるものとする。）により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行わせると同時に、社内へ事故発生を周知させる。

2. 中央制御室内の転換課の操作員は、HF漏えい検知警報設備の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行うと同時に、社内へ事故発生を周知する。

(立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定)

第107条 管理総括者は、六ふっ化ウラン漏えい時に作業員を迅速かつ確実に避難させるため、通常時において以下の措置を行う。

- (1) 六ふっ化ウラン漏えい時において被ばく又は化学的影響を受けうる作業員の絶対数を抑制するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の配置を考慮して、転換工場

UNCONTROLLED

のうちの原料倉庫を立入制限区域、転換加工室、付帯設備室、廃棄物処理室、チェックタンク室、工作室及び計器室、並びに第2核燃料倉庫、作業室(2)、除染室(2)を立入管理区域とする。

- (2) 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、立入制限区域内で実施可能な業務を、転換作業及び安全維持のために必要な別表第18に定める作業に限定する。また、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入管理区域内で作業を行うもの又は立入る者は、別表第19の教育を受け安全管理課長に許可された者に限る。
 - (3) 行政当局の要請による立入等、(2)で定めた業務以外の立入が必要となった場合、都度立入の必要性と立入者数を勘案し、立入者の安全対策が講じられていることを確認の上、承認する。
 - (4) 事故時に放射線業務従事者等が速やかに退避できるように単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路を設ける。
2. 安全管理課長は、立入制限区域及び立入管理区域への立入に関して以下の措置を行う。
- (1) 立入制限中に別表第18に定めた業務を行う者に対し、別表第19に定める教育を実施した後に、立入制限区域内での作業の許可を与える。また、立入制限中に立入管理区域で業務を行う者に対し、別表第19に定める教育が実施されたことを確認し、立入管理区域内での作業の許可を与える。
 - (2) 立入許可者を、転換課長に連絡する。
3. 転換課長は、立入制限区域及び立入管理区域の境界となる扉に、立入制限区域及び立入管理区域であることを明示する。

(立入制限区域及び立入管理区域の入域管理)

第108条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転に伴い実施する立入制限区域及び立入管理区域の入域管理として、以下の措置を行う。

- (1) 転換課の操作責任者に、立入制限中は、立入制限区域及び立入管理区域の出入口にその旨を明示させるとともに、施錠させる。
- (2) 転換課の操作責任者に、立入制限中に作業者が立入制限区域内及び立入管理区域内へ入域する際、立入を許可された本人であること、立入時刻等を立入管理台帳又は入退管理システムを通じて確認させる。

(立入制限区域及び立入管理区域内での単独作業禁止、防護具携行及び退避)

第109条 担当課長は、立入制限中の立入者に対し以下の措置を行う。

- (1) 作業中においても六ふっ化ウランの漏えいを速やかに認知することも含め、相互確認及び事故発生時に協力して退避できるよう、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守させる。
- (2) 立入制限区域の立入者にHF用防護具を着用させ、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。また、立入管理区域内立入者にHF用防護具を必ず携行させ、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用させ、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の安全避難通路により非常扉から屋外へ退避させる。

UNCONTROLLED

2. 立入者は、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守する。また、立入制限区域の立入者はHF用防護具を必ず着用し、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。また、立入管理区域の立入者はHF用防護具を必ず携行し、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の安全避難通路により非常扉から屋外へ退避する。
3. 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上、速やかに転換工場内の全ての設備を停止させ、退避させる。
4. 中央制御室内の転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上、転換課の操作責任者の指示により、速やかに転換工場内の全ての設備を停止し、退避する。
5. 安全管理課長は、退避時に自力歩行が困難な負傷者が発生する場合は、負傷者を搬送するための車輪付担架を配備する。
6. 立入制限区域及び立入管理区域以外の工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者は、構内一斉放送による退避指示を受け、速やかに建屋外の所定の退避場所へ退避する。安全避難通路において支障がある場合は、最寄りの非常扉から建屋外へ退避する。

(工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者の把握)

第110条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい時に、第46条に基づく出入管理の記録を、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者の点呼確認に使用する。

(六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認)

第111条 転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいによる退避指示を受け、立入制限区域及び立入管理区域から逃げ遅れた者がいないことを確認するため、立入管理台帳又は入退域管理システムをもとに点呼を行い、非常時対策組織へ点呼結果を連絡する。

2. 非常時対策組織は、転換課の操作員からの点呼結果、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域からの退避者の点呼結果に基づき、立入者に要救助者がいないことを確認する。

(六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動)

第112条 転換課の操作責任者は、立入制限区域内に要救助者が確認された場合、転換課の操作員に、化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用の上、2人組で救助活動を実施させる。また、化学的影響を受けないよう携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、救助活動を実施させる。

また、立入管理区域内に要救助者が確認された際には、転換加工室にHFの影響がないことを確認の上で、一時退避場所に退避した転換課員以外の従事者にもHF防護具及び携行HF検知器を着用させ、救助活動を実施させる。

UNCONTROLLED

2. 転換課の操作員は、立入制限区域内に要救助者が確認された場合、化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用の上、2人組で救助活動を実施する。転換課の操作員は、化学的影響を受けないよう携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、救助活動を実施する。なお、要救助者の所在場所を、立入管理台帳又は入退域管理システム上の作業内容及び要救助者の共同作業からの聞き取りにより特定する。

第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置

(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置)

- 第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。
2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。
 3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。
 4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。
 5. 設備技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。
 6. 転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ(1段目)を常時運転する。

(六ふっ化ウランのUF6シリンダ内への閉じ込め)

- 第114条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故を収束させるため、六ふっ化ウランをUF6シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐HF仕様)、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用させ、2人組でUF6シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、実施させる。

UNCONTROLLED

(六ふっ化ウランの建屋外への漏えい監視)

第115条 非常時対策組織は、第113条第3項の対応終了後、転換工場の建屋外等に六ふっ化ウランが漏えいしていないことを確認するため、要員にHF用防護具を着用の上、転換工場の建屋外周及び成型工場との境界におけるHF濃度を定期的に測定させる。

第5節 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備

(六ふっ化ウラン漏えい時に非常時対策組織の要員を招集する措置)

第116条 管理総括者は、六ふっ化ウラン漏えい時に、直ちに非常時対策活動を行えるよう第80条に従い非常時対策組織をあらかじめ定めておくとともに、速やかに参集できる措置を講じる。

2. 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転時に、非常時対策組織要員のうち初動対応の要員が確実に確保できるように、交代制で待機を指示することにより初動対応の要員の所在を把握する。また、目張り作業を行う要員については、事業所周辺に居住する者を待機要員にすることにより、迅速に参集できるようにする。
3. 管理総括者は、待機要員の割り当てが確実に実施できるように非常時対策組織の要員を確保する。
4. 安全管理課長は、待機要員の割り当てを取りまとめ、社内に周知する。
5. 管理総括者は、台風等の天候条件により非常時対策組織の活動に支障を来すおそれがある場合には、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転停止を指示する。

(六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置)

第117条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、4名以上を立入制限区域及び立入管理区域内に、うち1名を中央制御室に常時配置する。

2. 安全管理課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故時に中央制御室と非常時対策組織との連絡が密に行えるように、中央制御室に無線機を設置する。
3. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。

(六ふっ化ウラン漏えい事故に対する非常時用器材の整備)

第118条 管理総括者は、第82条の非常時用器材に示す、六ふっ化ウラン漏えい事故対応に必要な非常時用器材を整備する。

UNCONTROLLED

第6節 地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置

(地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置)

- 第119条 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域及び立入管理区域からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。
2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、一時退避場所に退避させる。また、立入管理区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。
 3. 立入制限区域の立入者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、一時退避場所に退避する。また、立入管理区域の立入者は、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。
 4. 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が自動停止したことを確認させ、自動停止していない場合は、手動にて停止させるとともに転換工場のその他関連設備を停止させる。
 5. 中央制御室の転換課の操作員は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が自動停止したことを確認し、自動停止していない場合は、手動にて停止するとともに転換工場のその他設備を停止する。

第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み

(最新の知見を安全性向上に資する取り組み)

- 第120条 担当課長は、他の施設の六ふっ化ウラン漏えい事象に対する予防処置に当たっては、第15条第5項に基づき、他の施設から得られた知見を適切に反映する。
2. 安全・品質保証課長は、予防処置の要否に関わらず、他の施設から得られた六ふっ化ウラン漏えいに係る知見を社内に周知する。
 3. 各課長は、予防処置の要否に係わらず、他の施設から得られた六ふっ化ウラン漏えいに係る知見について、教育を行う。
 4. 各部長は、前項の結果を第103条第1項に従い評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。
 5. 管理総括者は、前項の報告内容を第103条第2項に従い評価し、必要に応じて第102条に定める標準書を改める。

UNCONTROLLED

第14章 定期評価

(定期評価に係る計画及び実施)

第121条 管理総括者は、第123条に記載する事項を定めた定期評価に関する標準書を定める。

2. 各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第123条の業務を実施する。

(定期評価に係る評価及び改善)

第122条 担当部長は、第121条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。

2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第121条に定める標準書を改める。

(加工施設の定期的な評価)

第123条 各課長は、品質保証活動、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。

なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。

- (1) 安全研究成果の反映状況
- (2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）
- (3) 技術開発成果の反映状況

UNCONTROLLED

第15章 記録及び報告

(記 録)

- 第124条 管理総括者は、別表第16に定める保安に関する記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄）に関する標準書を定める。この標準書には、別表第16に定める「保安品質保証計画書に関する文書及び保安品質保証計画書に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録」の対象の明確化を含める。
2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。

(報 告)

- 第125条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料物質の取扱いに関するものについては、核燃料取扱主任者にも報告する。
- (1) 第4章第4節に係わる操作上の留意事項を満足できない場合
- (2) 放射性液体及び気体廃棄物について、管理目標値を超えて放出した場合
- (3) 線量当量等に異常が認められた場合
- (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合
- (5) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずるものが生じた場合、又は生ずるおそれがあると判断した場合
2. 管理総括者は、あらかじめ連絡責任者を定め、前項の報告を受けた場合は、社長に報告するとともに、連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。
3. 管理総括者は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長及び社外関係機関に報告する。
- (1) 非常時体制を発令した場合
- (2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合

UNCONTROLLED

付 則

1. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受け、かつ使用前検査、使用前確認がすべて完了し、新規制基準適合の合格証が交付後10日以内に施行する。

2. 添付

添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備

添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備

添付3 長期施設管理方針

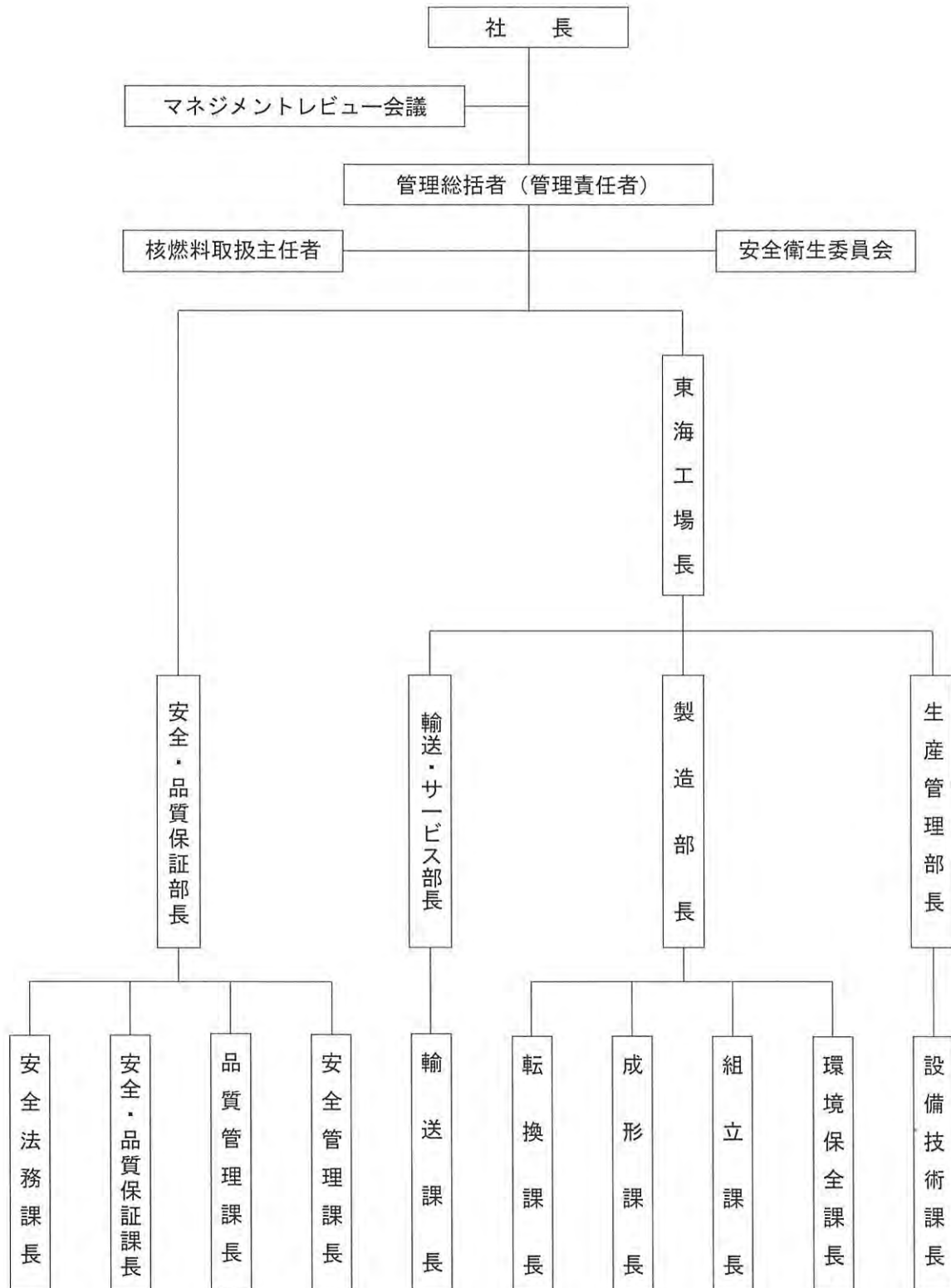
3. 改訂履歴

	昭和47年	1月11日	47原第 352号
第1回改訂	昭和47年	7月28日	47原第6880号
第2回改訂	昭和47年	10月16日	47原第9348号
第3回改訂	昭和48年	10月 1日	48原第8779号
第4回改訂	昭和50年	4月 3日	50原第1979号
第5回改訂	昭和51年	4月13日	51安第1989号
第6回改訂	昭和52年	10月 3日	52安(核規)第1792号
第7回改訂	昭和53年	8月14日	53安(核規)第 222号
第8回改訂	昭和54年	11月19日	54安(核規)第 495号
第9回改訂	昭和55年	8月 2日	55安(核規)第 356号

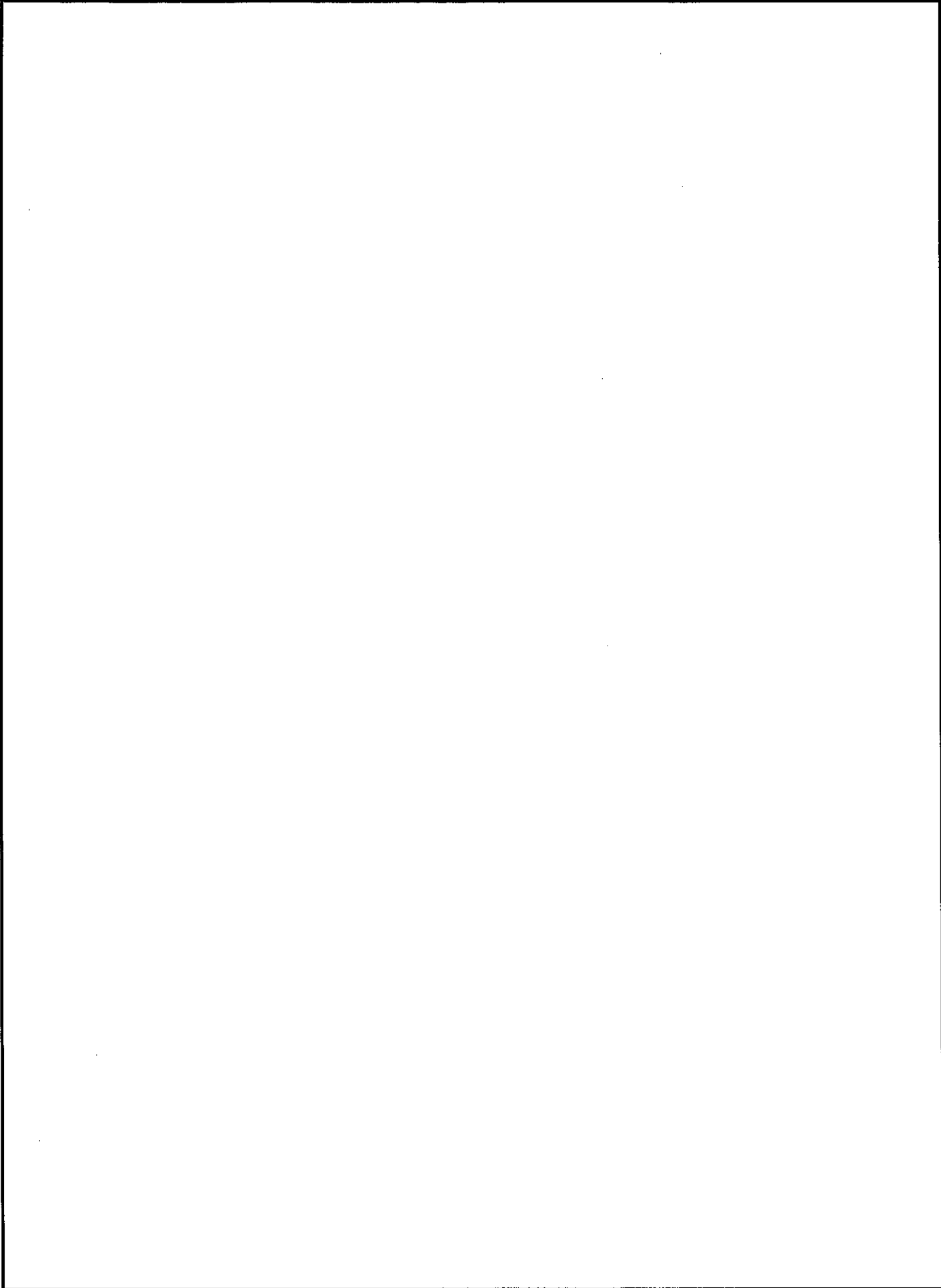
< 中 略 >

第60回改訂	平成21年	9月16日	平成21・08・05原第 17号
第61回改訂	平成21年	12月25日	平成21・11・13原第 16号
第62回改訂	平成22年	3月 2日	平成22・01・26原第 6号
第63回改訂	平成22年	5月31日	平成22・04・27原第 5号
第64回改訂	平成22年	6月15日	平成22・06・07原第 5号
第65回改訂	平成22年	7月26日	平成22・06・25原第 10号
第66回改訂	平成23年	2月 4日	平成22・12・24原第 7号
第67回改訂	平成23年	7月 1日	平成23・06・14原第 2号
第68回改訂	平成24年	3月 7日	平成24・01・27原第 8号
第69回改訂	平成25年	3月 7日	原管研収第121126001号
第70回改訂	平成25年	11月29日	原管研発第13112711号
第71回改訂	平成26年	2月27日	原管研発第1402271号
第72回改訂	平成27年	4月30日	原規規発第1504302号
第73回改訂	平成28年	3月31日	原規規発第16031114号 原規規発第16031132号
第74回改訂	平成28年	6月10日	原規規発第1606095号
第75回改訂	平成31年	3月28日	原規規発第1903281号
第76回改訂	令和 3年	1月14日	原規規発第2101146号
第77回改訂	令和 3年	3月16日	原規規発第2103161号
第78回改訂	令和 4年	8月26日	原規規発第2205307号

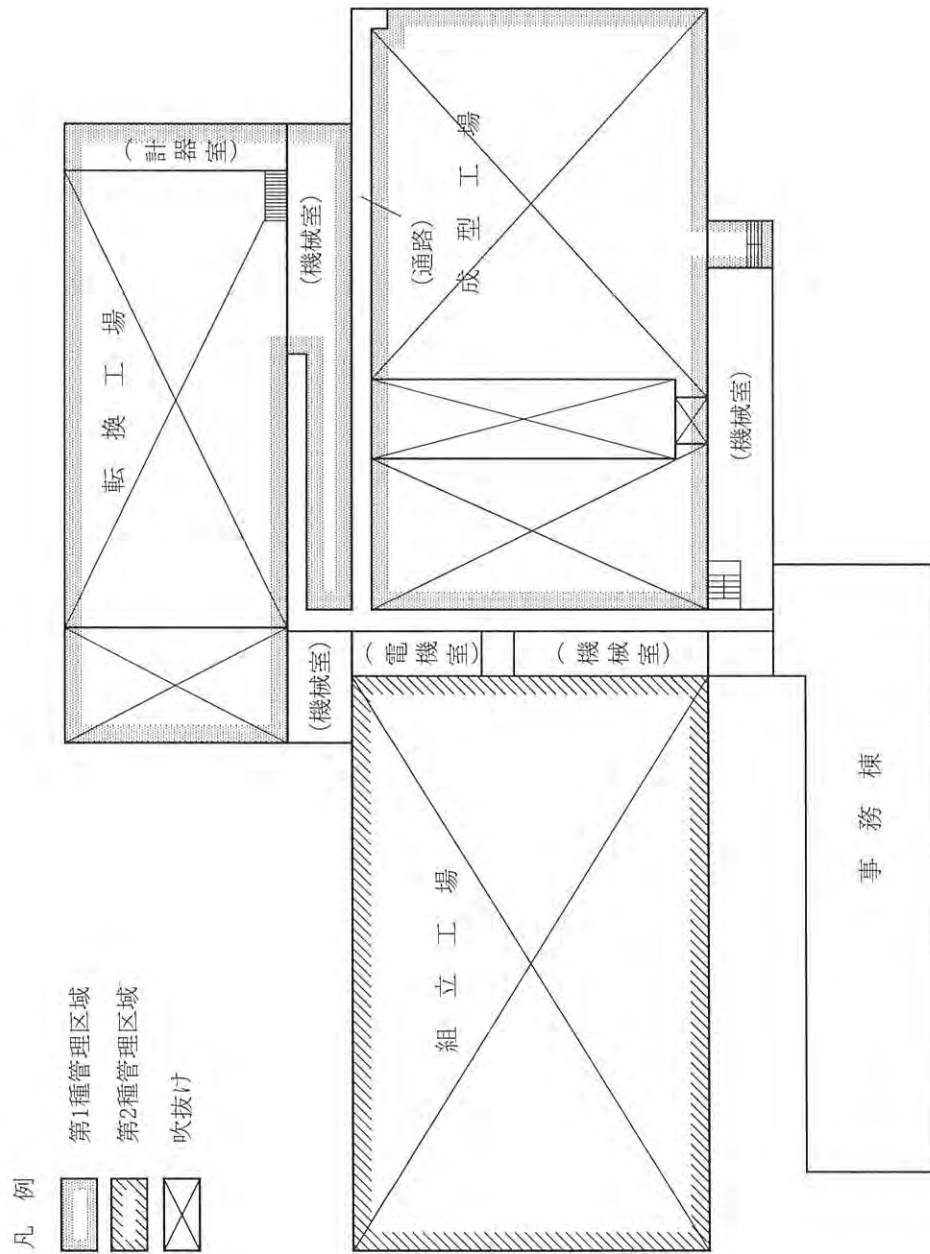
UNCONTROLLED



第1図 保安管理組織図

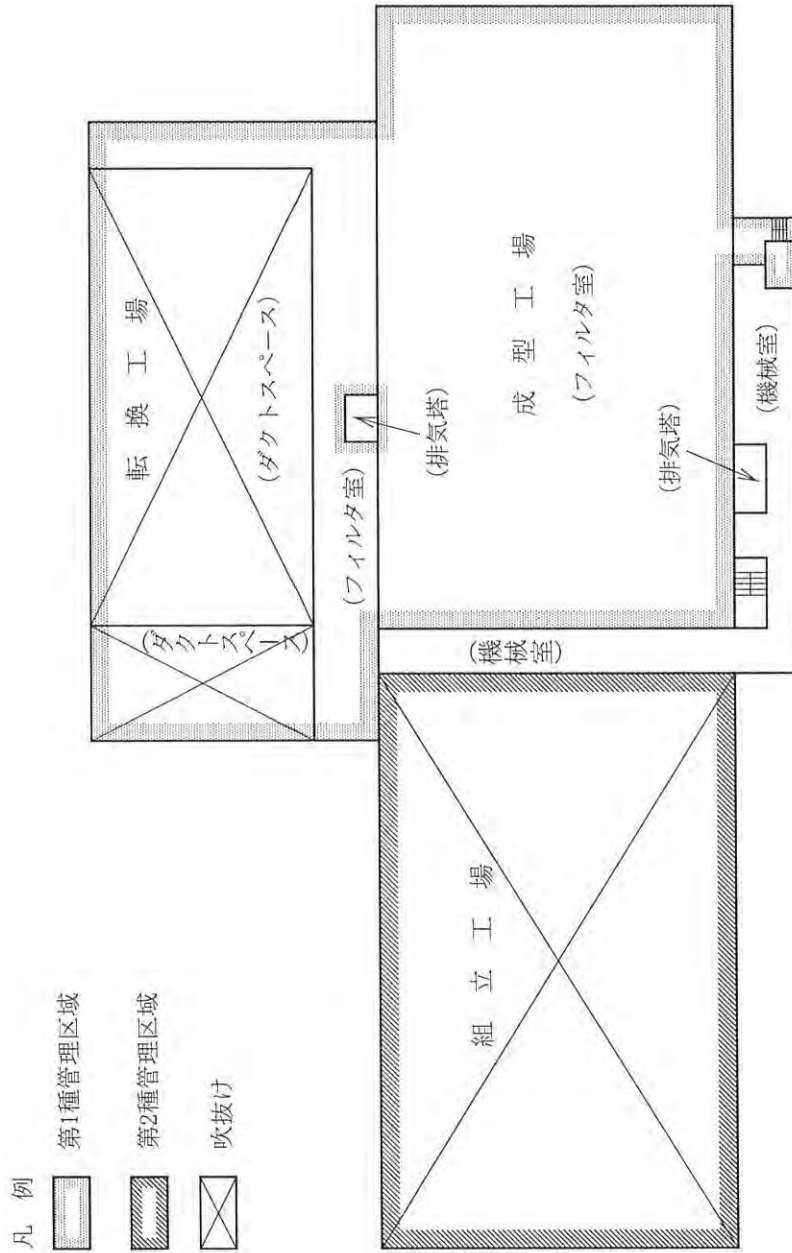


UNCONTROLLED



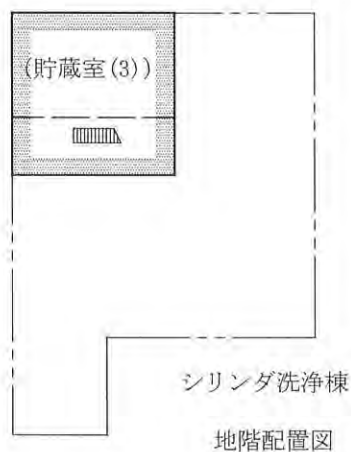
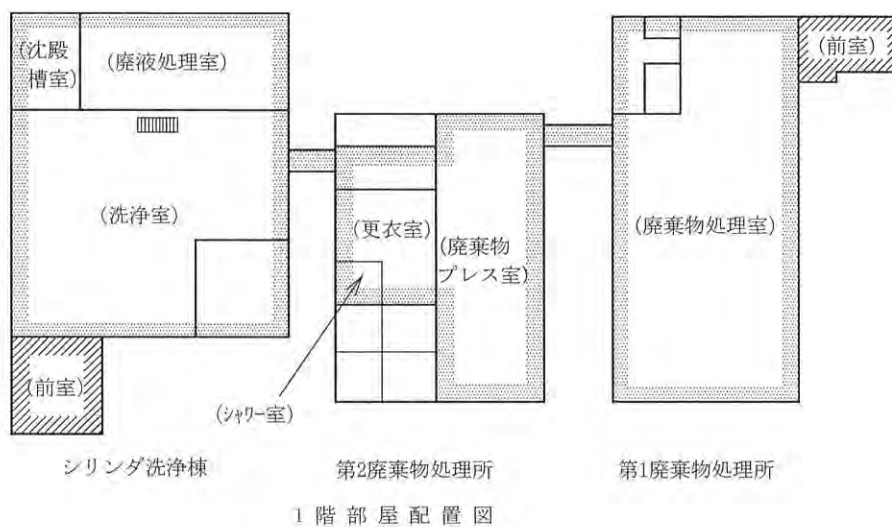
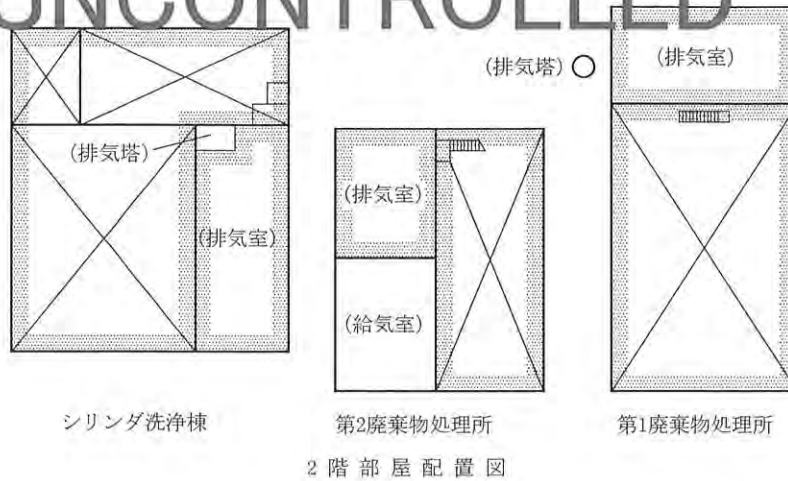
第2図(3) 管理区域の区分図(工場棟2階)

UNCONTROLLED



第2図(4) 管理区域の区分図(工場棟3階)

UNCONTROLLED



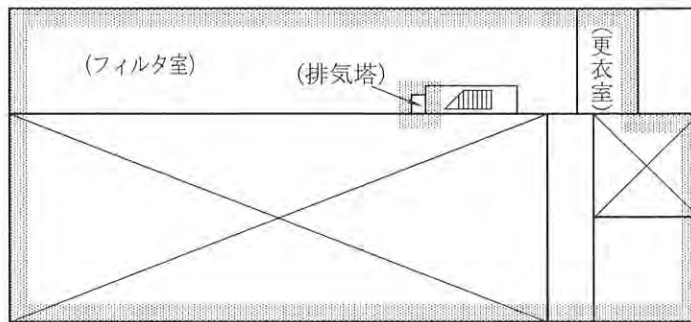
- 凡例
-  第1種管理区域
 -  第2種管理区域
 -  吹抜け

第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟,第1及び第2廃棄物処理所)

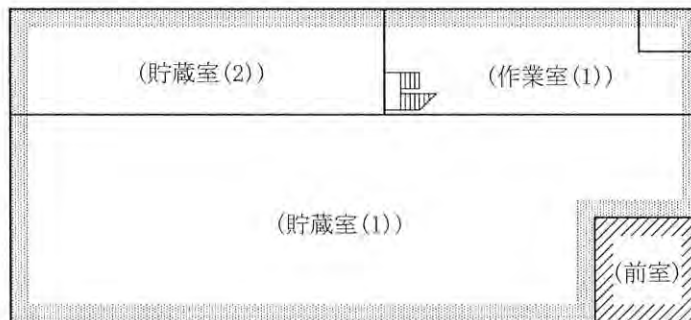
UNCONTROLLED



原料貯蔵所




(2階)



(1階)

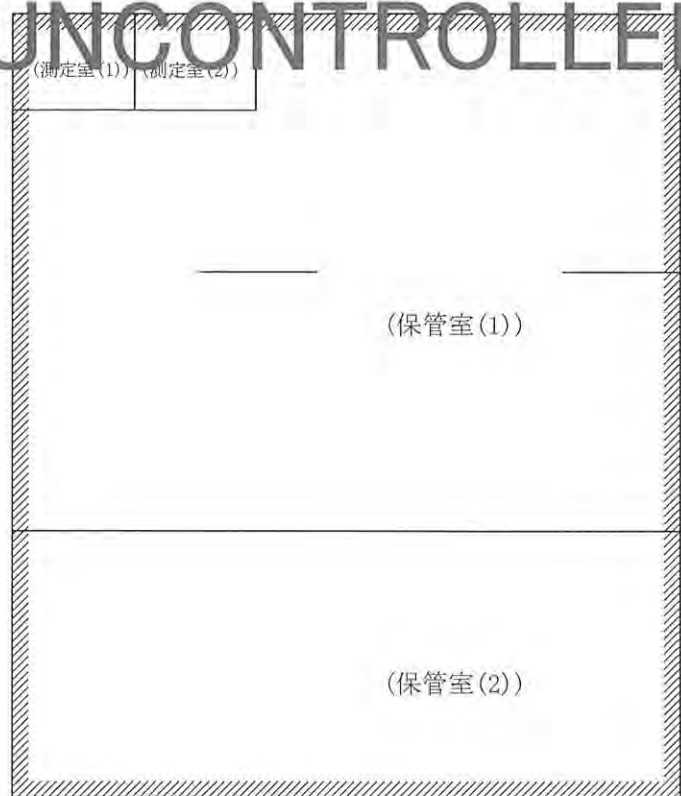
第3核燃料倉庫

凡 例

-  第1種管理区域
-  第2種管理区域
-  吹抜け

第2図(6) 管理区域の区分図(原料貯蔵所,第3核燃料倉庫)

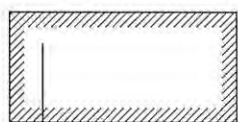
UNCONTROLLED



廃棄物管理棟

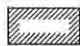


第3廃棄物倉庫



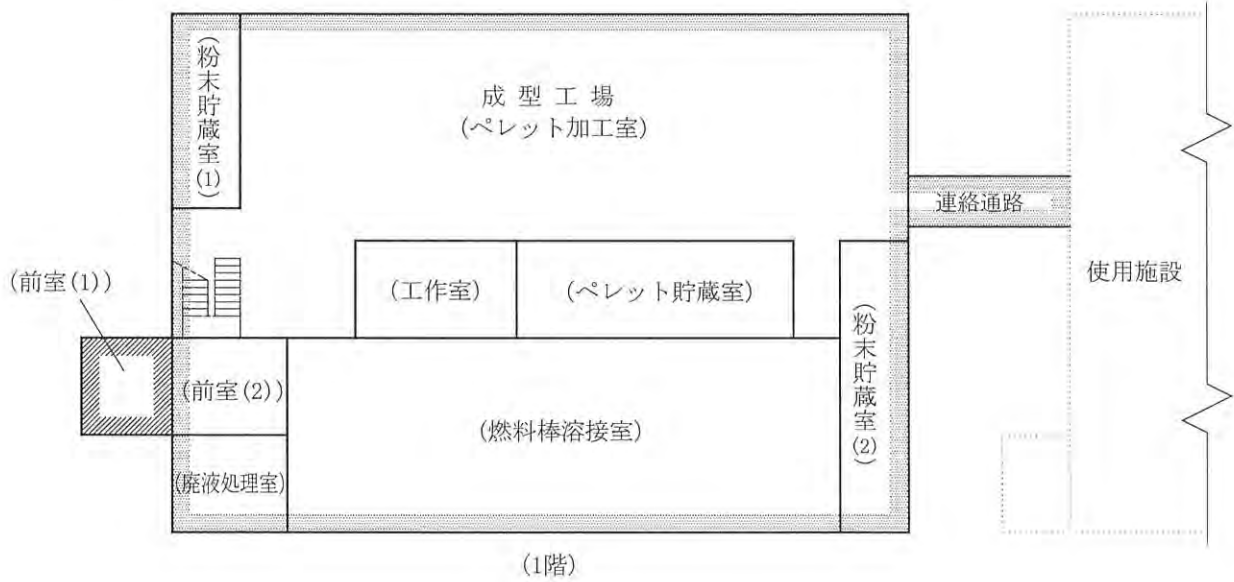
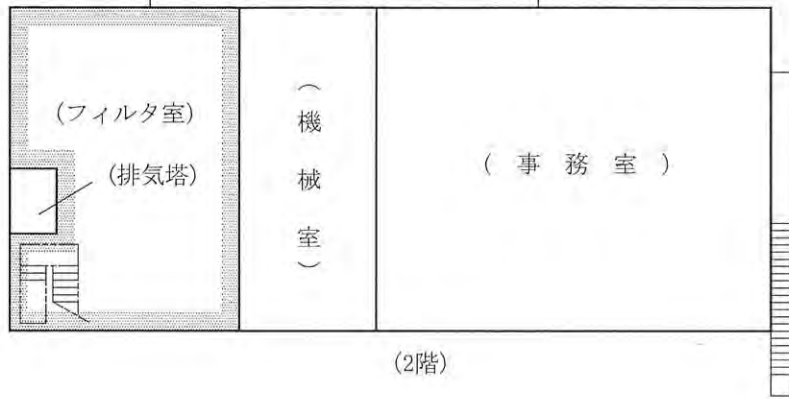
劣化・天然ウラン倉庫

凡 例


 第2種管理区域

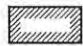
第2図(7) 管理区域の区分図(廃棄物管理棟,第3廃棄物倉庫
及び劣化・天然ウラン倉庫)

UNCONTROLLED



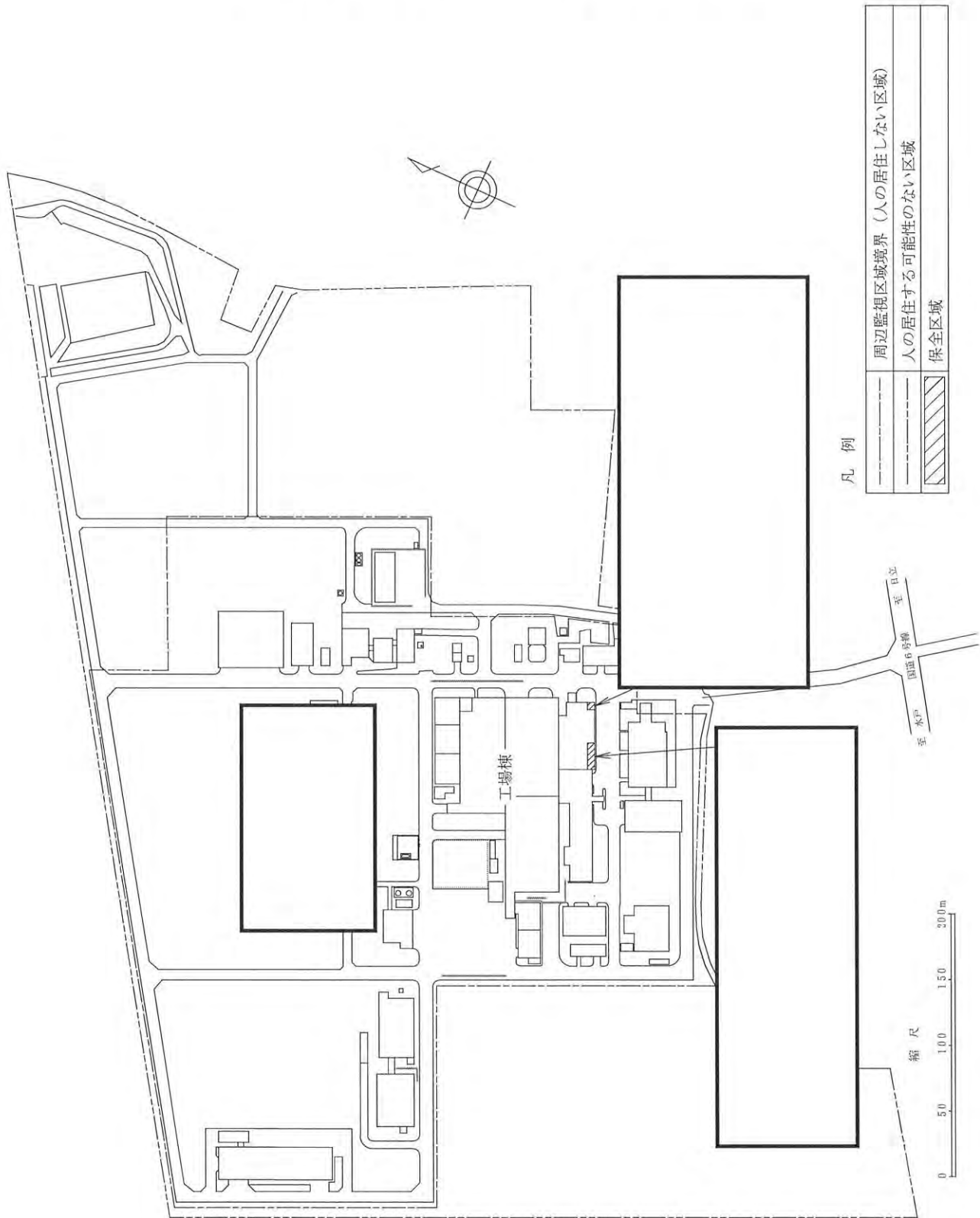
凡 例

 第1種管理区域

 第2種管理区域

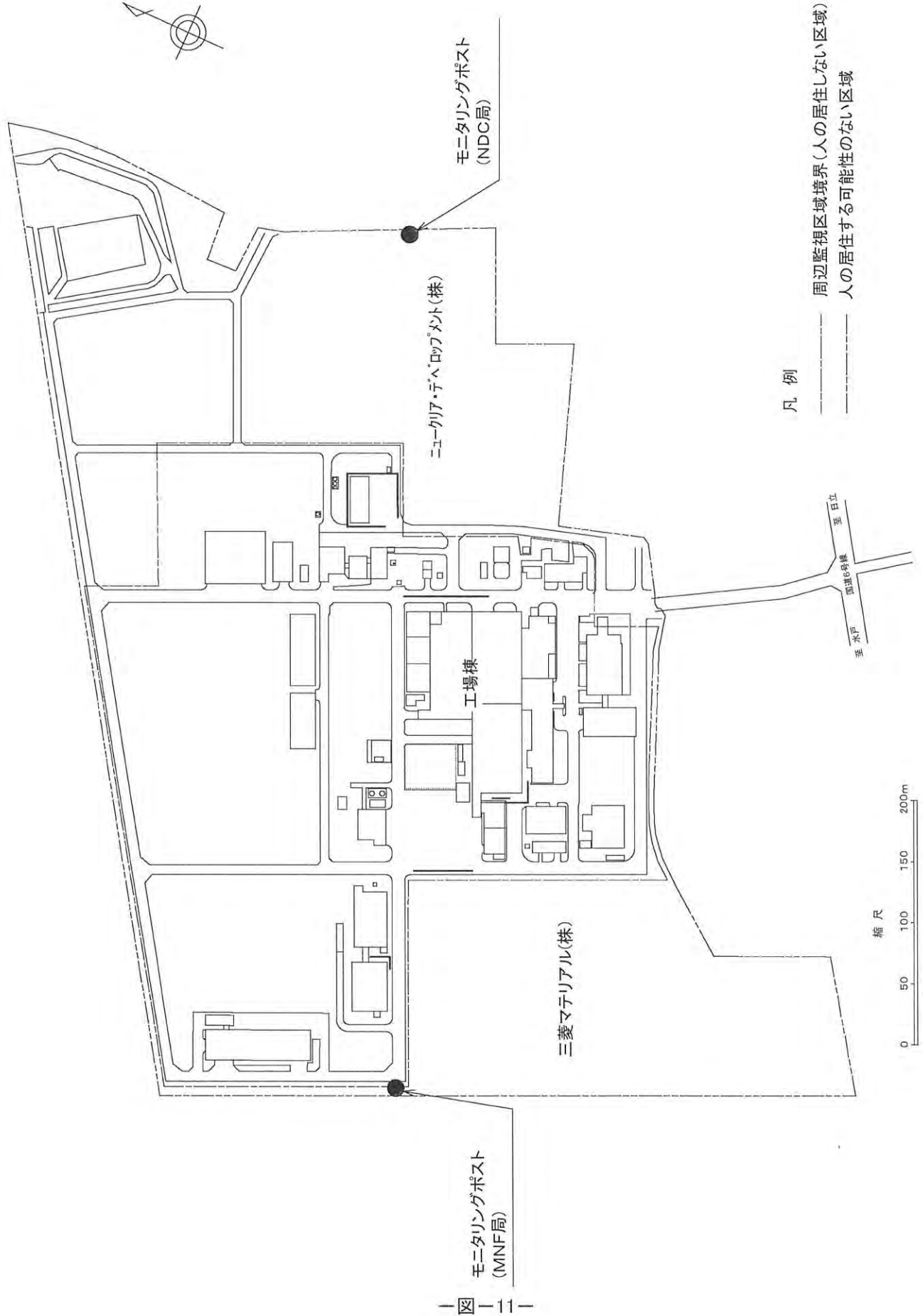
第2図(8) 管理区域の区分図(加工棟)

UNCONTROLLED



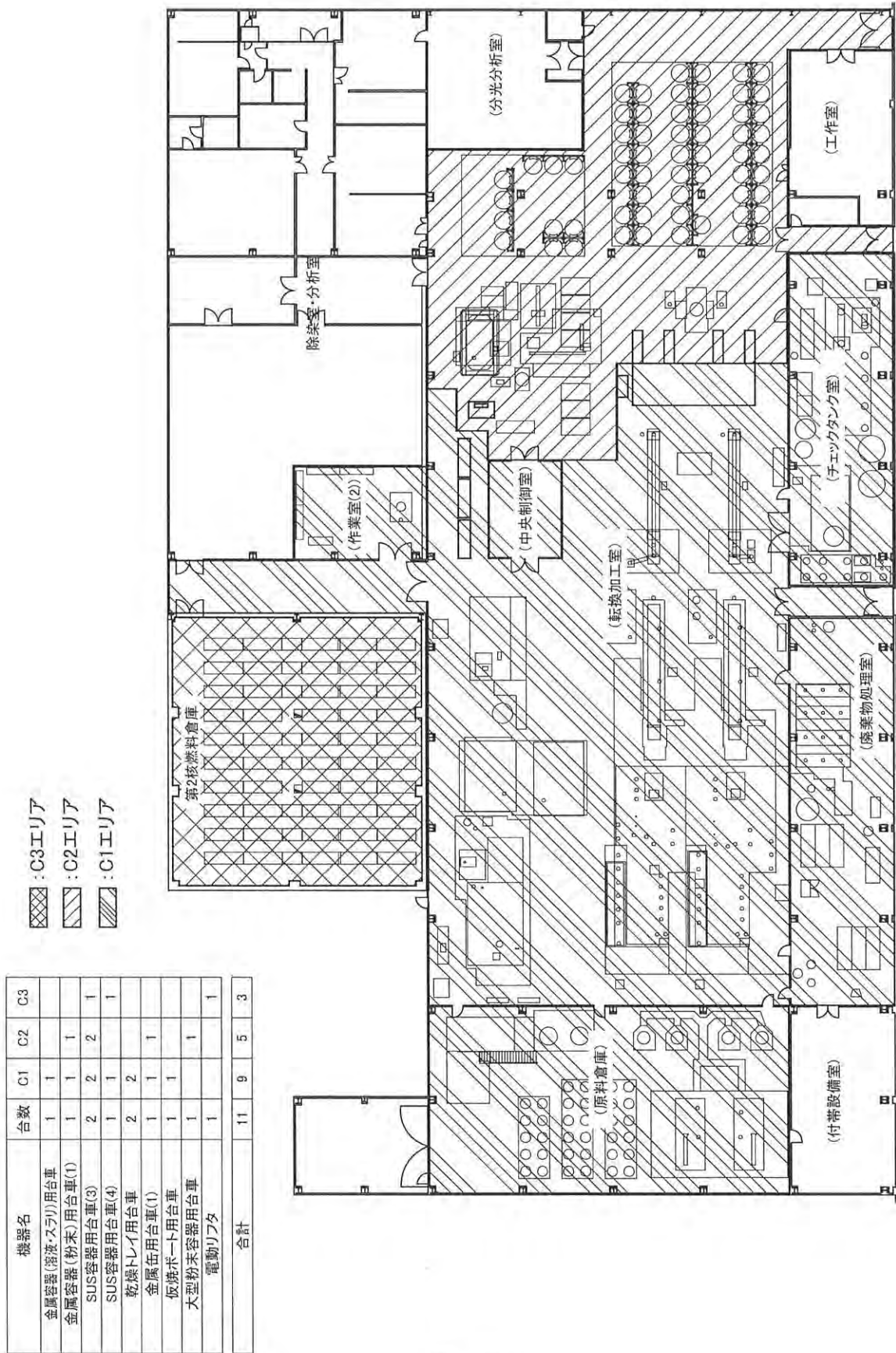
第2図 (9) 保全区域

UNCONTROLLED



第2図(10) モニタリングポスト配置図





UNCONTROLLED

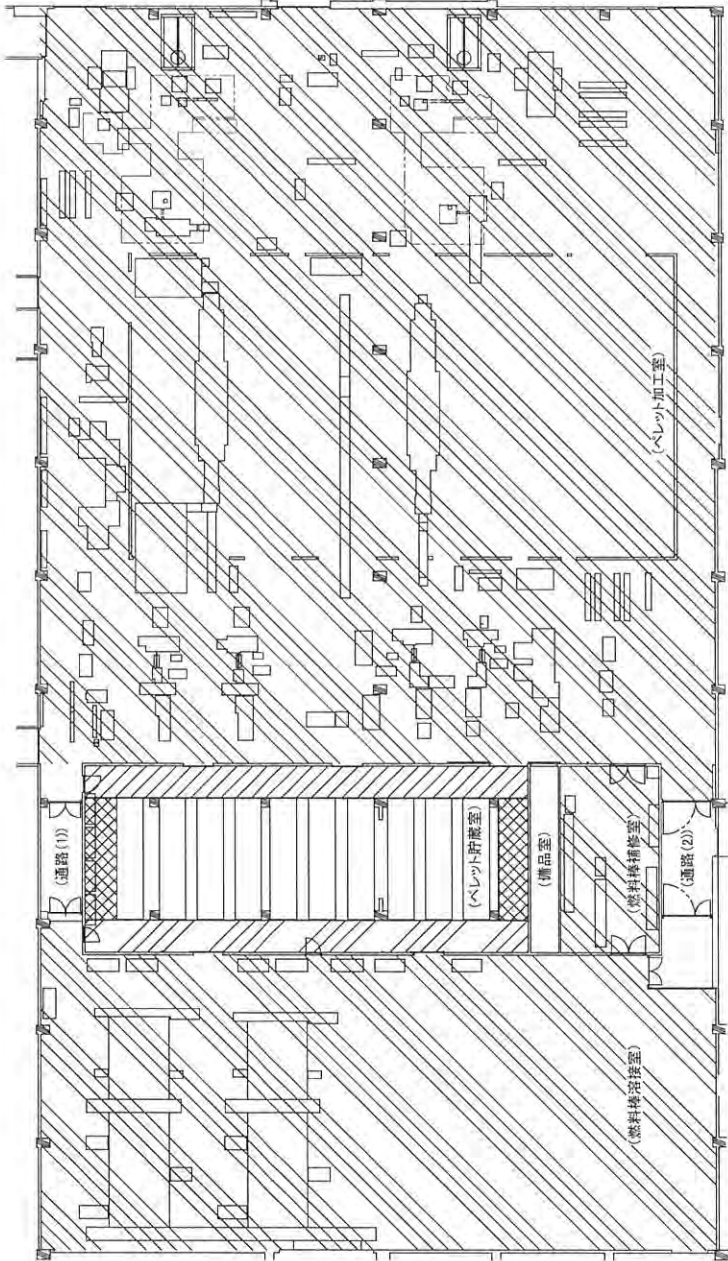


第3図(1) 転換工場,第2核燃料倉庫,除染室・分析室・台車及び電動リフト使用エリア図

UNCONTROLLED

機器名	台数	P1	P2	P3	P4
金属容器(粉末)用台車(1)	1	1	-	-	-
SUS容器用台車(3)	2	2	-	-	-
金属缶用台車(1)	1	1	1	1	-
金属容器(粉末)用台車(2)	2	2	-	-	-
金属容器(ペレット)用台車(1)	1	1	-	-	-
ロータ用台車(1)	1	1	-	-	-
ポート(焼結)用台車(1)	1	1	-	-	-
ポート(焼結)用台車(2)	2	2	-	-	-
ペレットレイ用台車(1)	1	1	1	-	-
ペレットレイ用台車(3)	2	2	-	-	-
ロットチャネル用台車(1)	1	1	-	-	-
大型粉末容器用台車	1	1	-	-	-
繰返し粉ホップ台車	2	2	-	-	-
ポート運搬台車	2	2	-	-	-
仕上りペレット貯蔵用台車(1)	1	1	1	-	-
仕上りペレット貯蔵用台車(2)	1	1	-	-	-
合計	22	22	3	1	2

-  : P4エリア
-  : P3エリア
-  : P2エリア
-  : P1エリア



第3図(2) 成型工場 台車使用エリア図

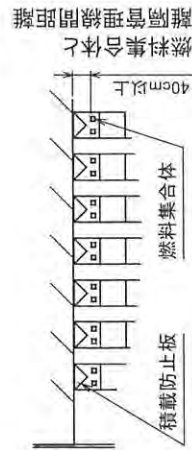
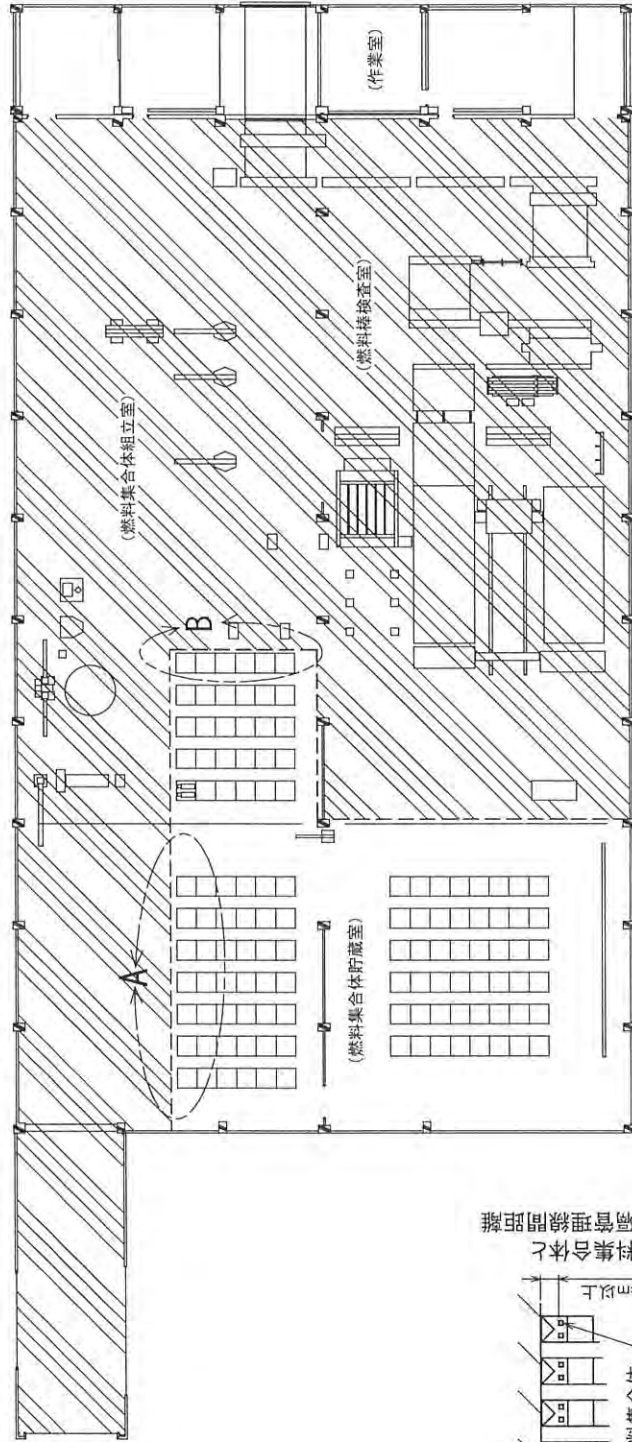
UNCONTROLLED

機器名	台数
ロッドチャネル用台車(2)	1
ロッドチャネル用台車(3)	1
運搬台車	2
マガジン架台部	1

合計	5
----	---

▨:使用エリア

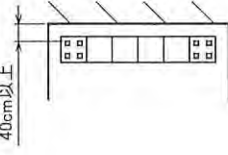
破線:台車等使用エリア境界



燃料集合体貯蔵架台

A部拡大図

燃料集合体と
離隔管理線間距離
40cm以上



燃料集合体一時貯蔵架台





B部拡大図

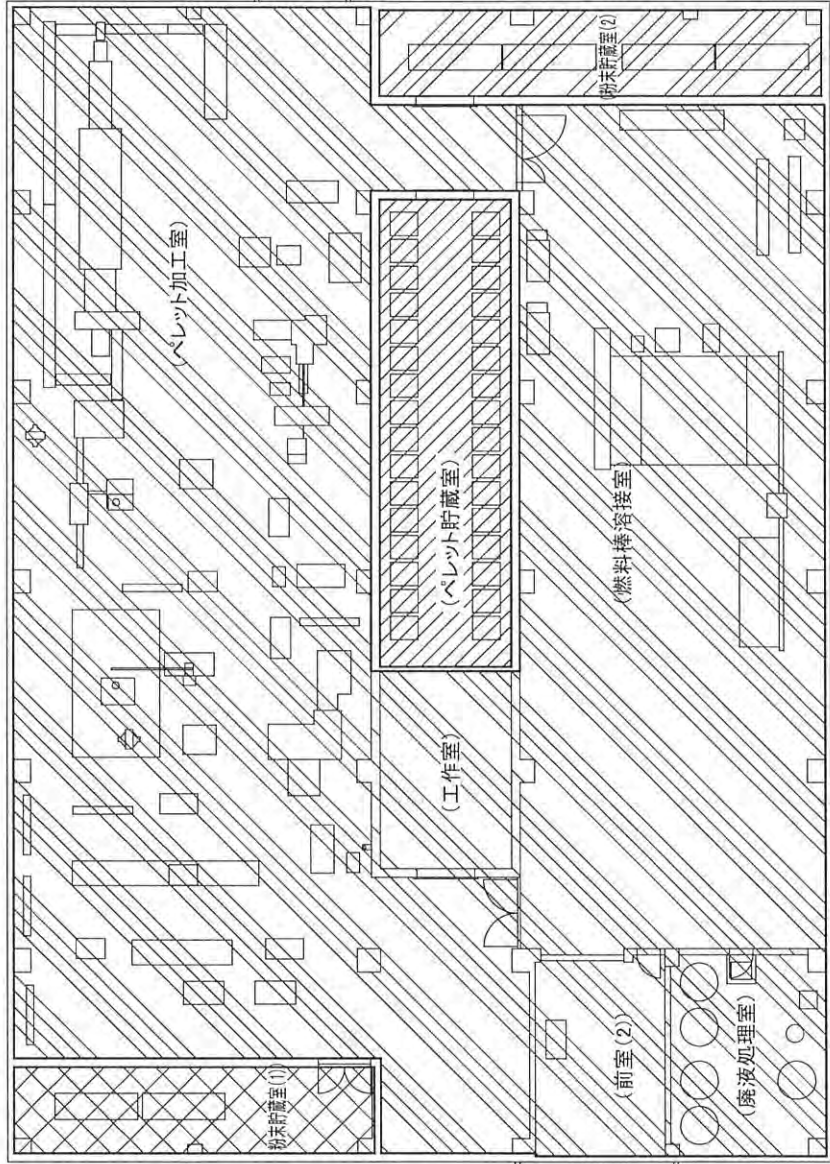
第3図(3) 組立工場 台車使用エリア図

UNCONTROLLED

使用施設
(連絡通路)

機器名	台数	G1	G2	G3	G4
SUS容器用台車(1)	1	1		1	1
金属容器(粉末)用台車(3)	2	2			
ポート(焼結)用台車(3)	1	1			
ポート(焼結)用台車(4)	1	1			
ベレットトレイ用台車(2)	1	1			
ロータ用台車(2)	1	1			
金属容器(ベレット)用台車(2)	1	1			
ベレットトレイ用台車(4)	1	1			
ロッドチャンネル用台車(4)	1	1			
仕上りベレット貯蔵用台車(3)	1	1	1		
仕上りベレット貯蔵用台車(4)	1	1	1		
電動リフタ(1)	1	1			
電動リフタ(2)	1	1			
電動リフタ(3)	1	1			
電動リフタ(4)	1	1			1
電動リフタ(5)	1	1			
電動リフタ(6)	1	1			1
合計	18	16	2	2	2


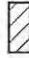
-  : G4エリア
-  : G3エリア
-  : G2エリア
-  : G1エリア

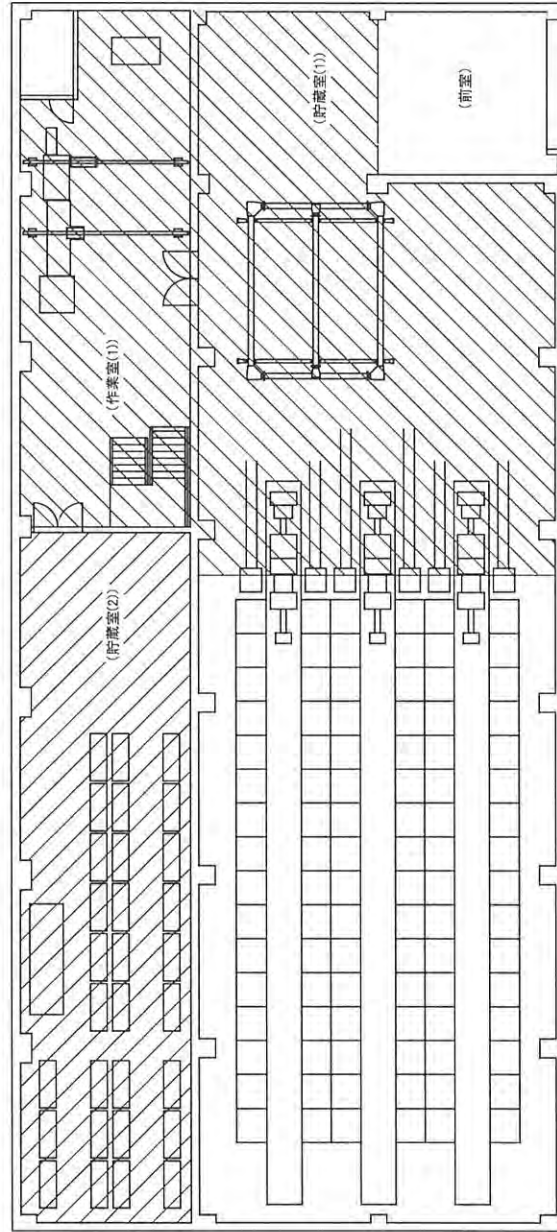


第3図(4) 加工棟 台車及び電動リフタ使用エリア図

UNCONTROLLED

機器名	台数	S1	S2
SUS容器用台車(2)	3	3	-
金属缶用台車(2)	1	1	1
他社缶用台車	3	3	-
内容器用台車	6	6	-
ロッドチャンネル用台車(5)	1	1	1
ロッドチャンネル用リフト	1	-	1
合計	15	14	3

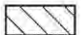
 : S1エリア
 : S2エリア

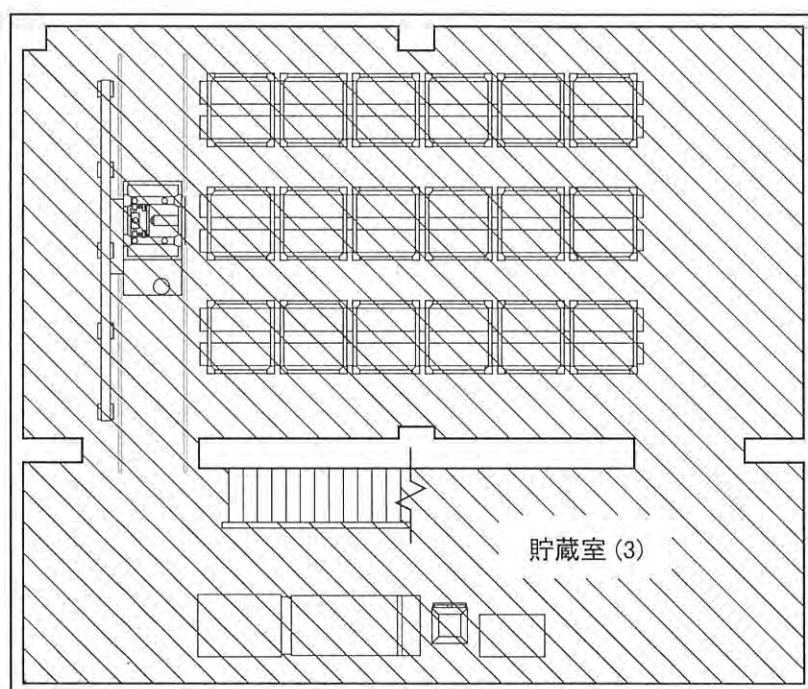


第3図(5) 第3核燃料倉庫 台車及び電動リフト使用エリア図

UNCONTROLLED

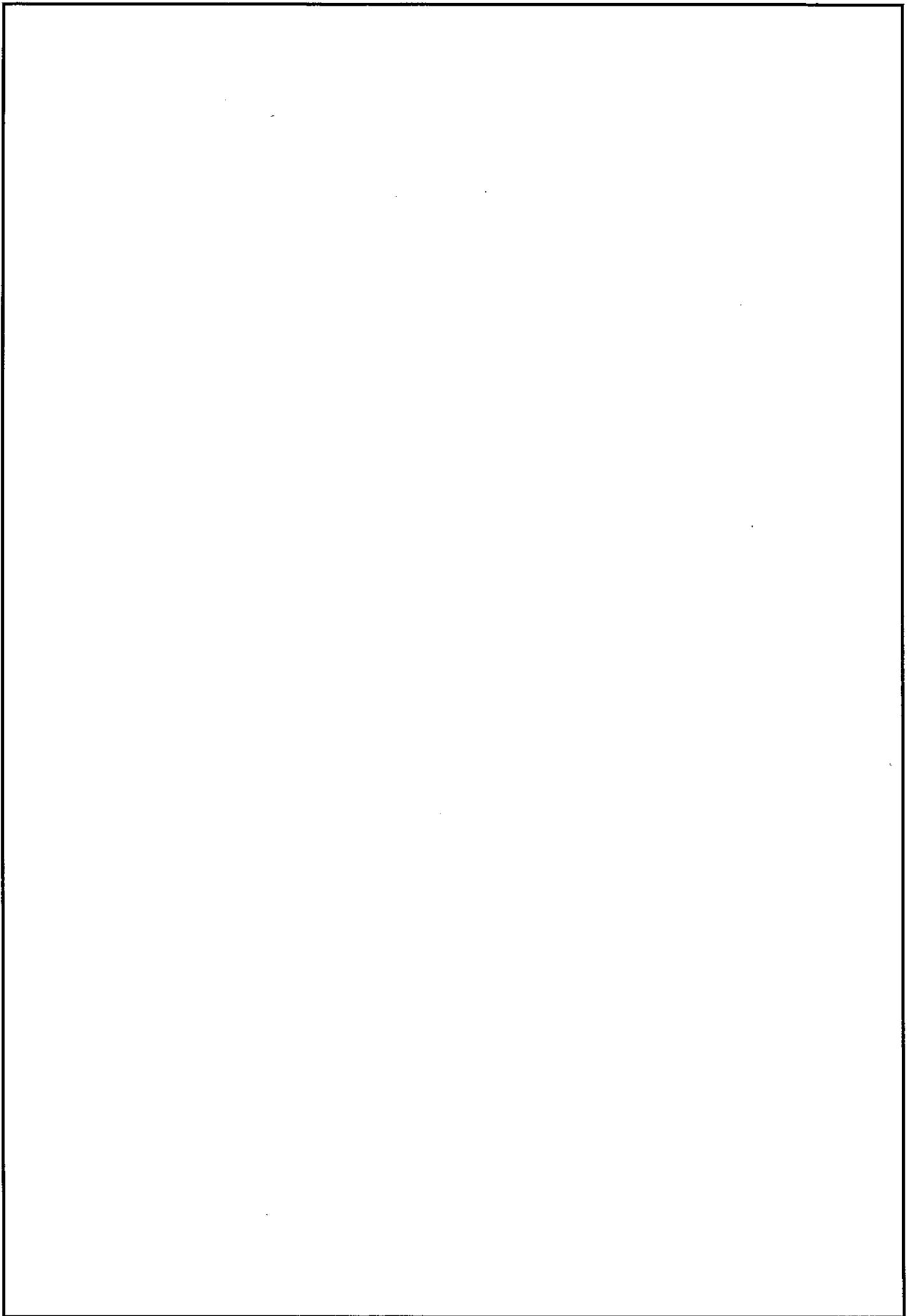
機器名称	台数
SUS容器用台車 (5)	1

 : 使用エリア

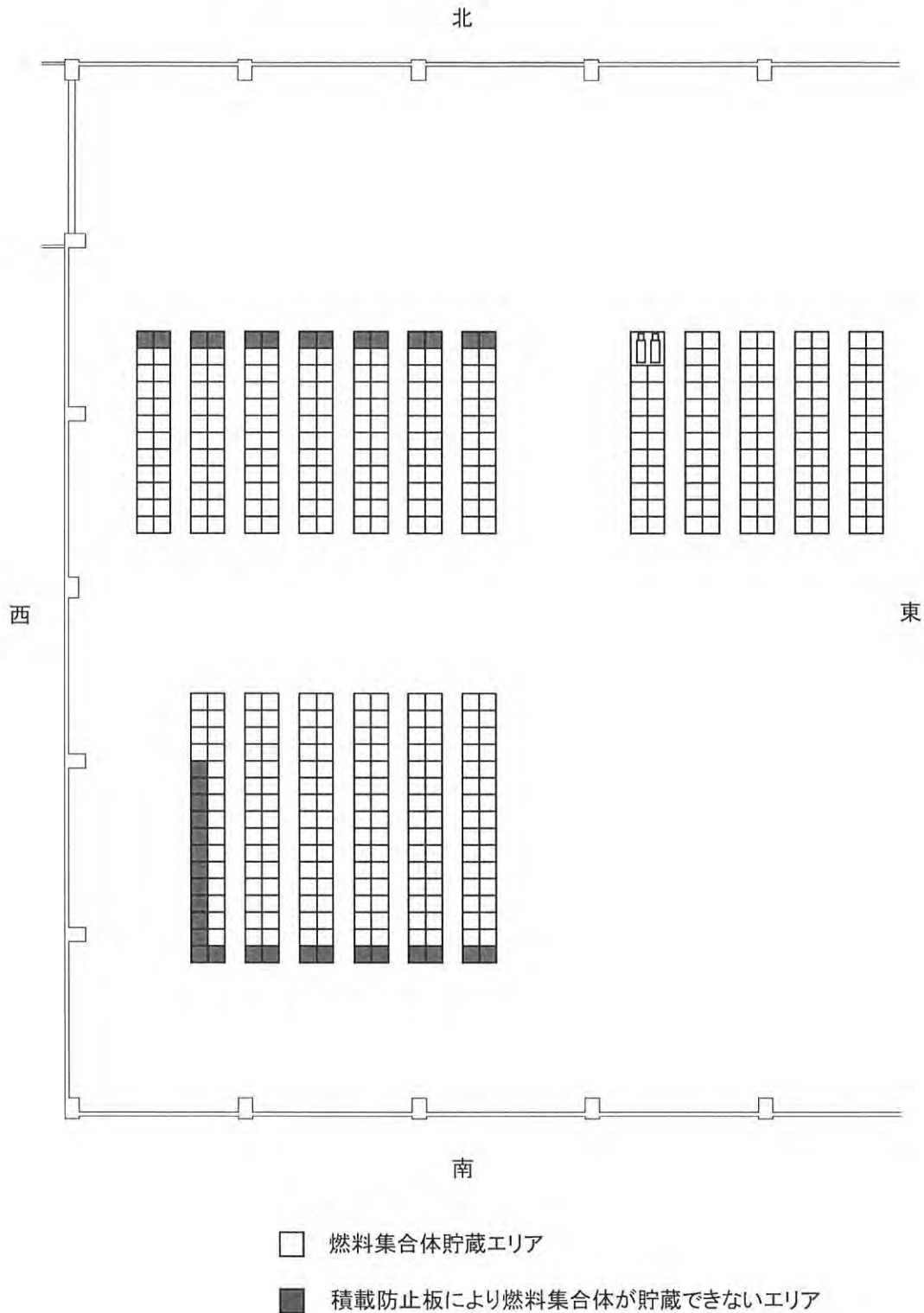


(地階)

第3図 (6) シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3) 台車使用エリア図

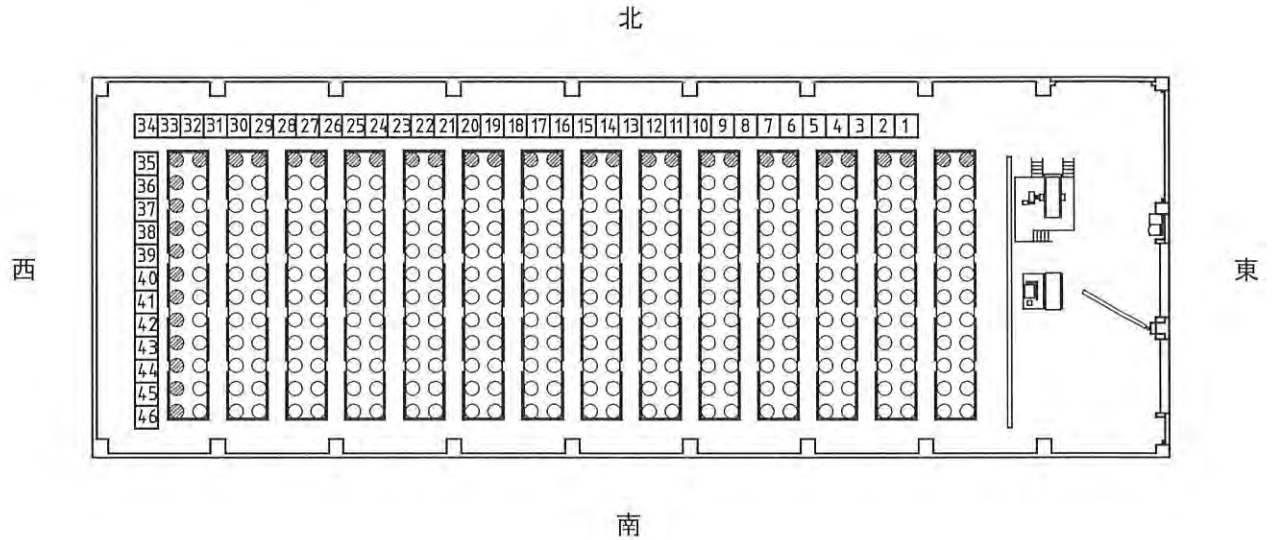


UNCONTROLLED



第4図 (1) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵エリア図

UNCONTROLLED



□ : 粉末輸送容器 (再生濃縮ウランを除く濃縮, 天然, 劣化ウランに限る。ビルドアップ期間
1年までは2段以下。ビルドアップ期間を制限しない場合は1段以下。)

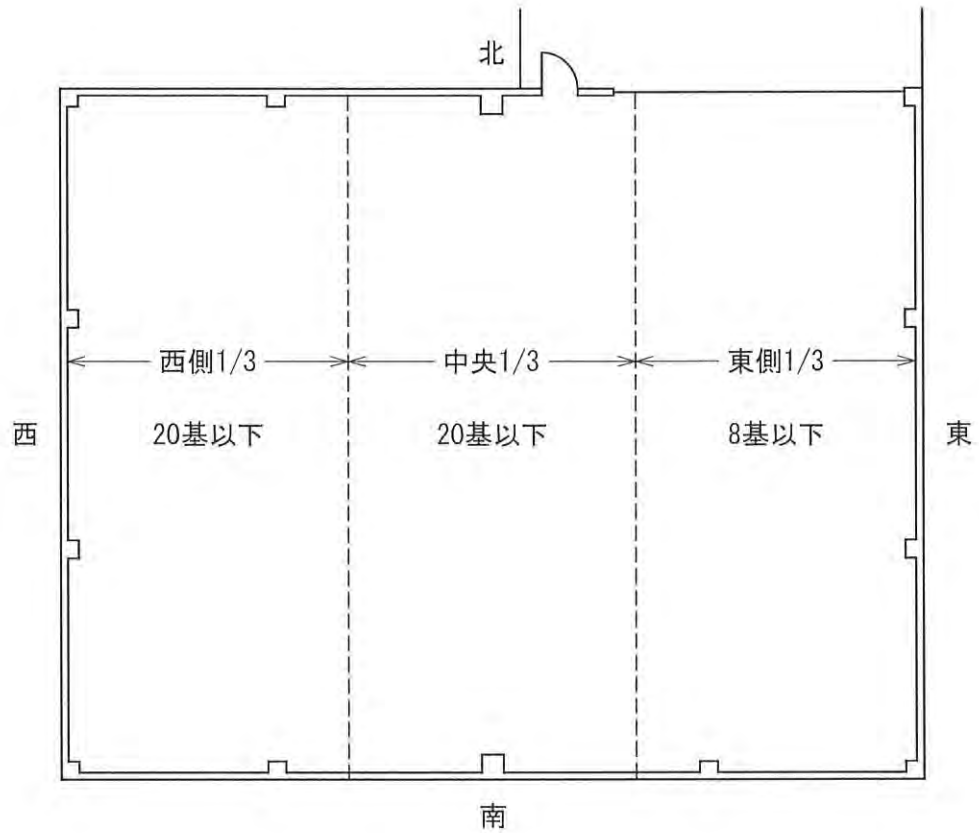
○ : UF₆ シリンダ

上記 □ 1 ~ □ 46 のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は, ⊗ のシリンダ貯蔵ピットに蓋をして
UF₆ シリンダの貯蔵はしない。

※ビルドアップ期間とは, 六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図 (2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図

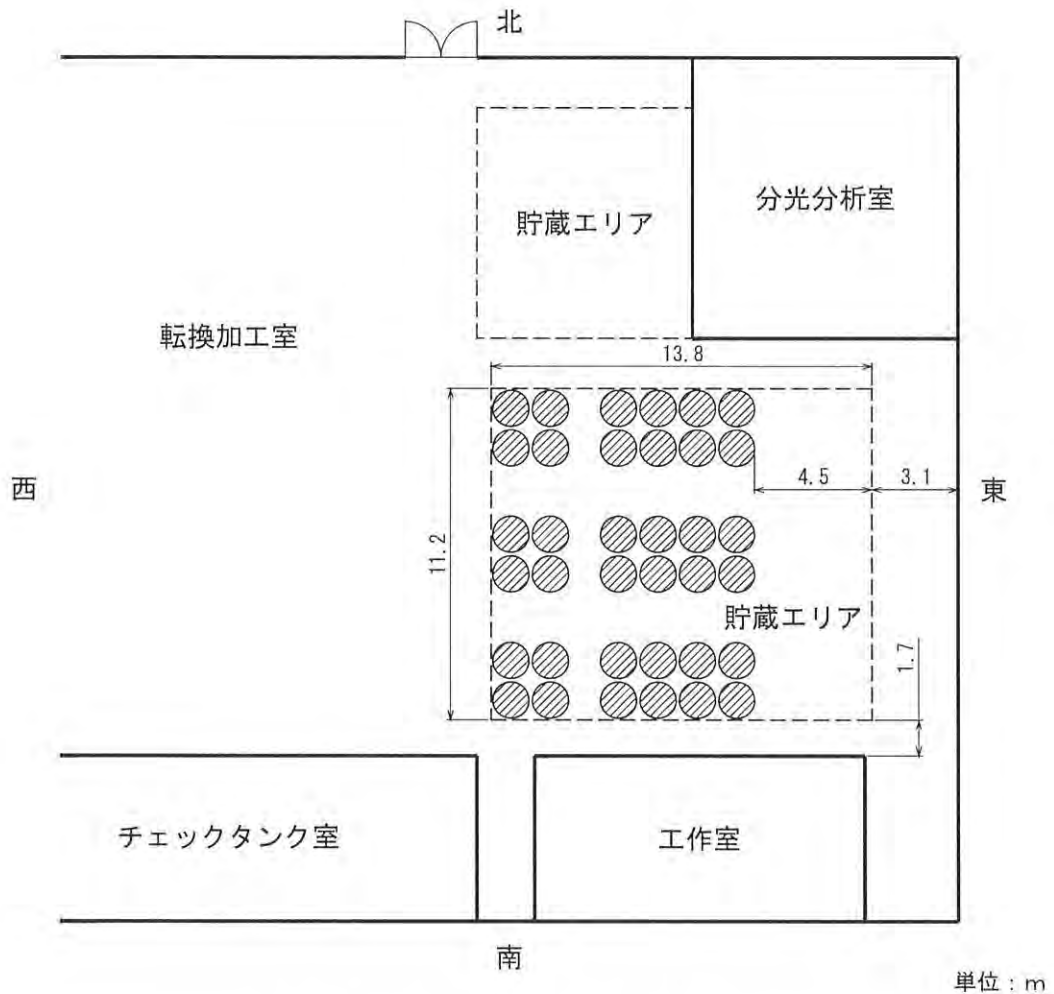
UNCONTROLLED



※保管する燃料集合体輸送物は、2段以下とする。
(2段積みする場合、固定金具にて下段輸送物に固定)

第4図(3) 容器管理棟 保管室 燃料集合体輸送物貯蔵エリア図

UNCONTROLLED



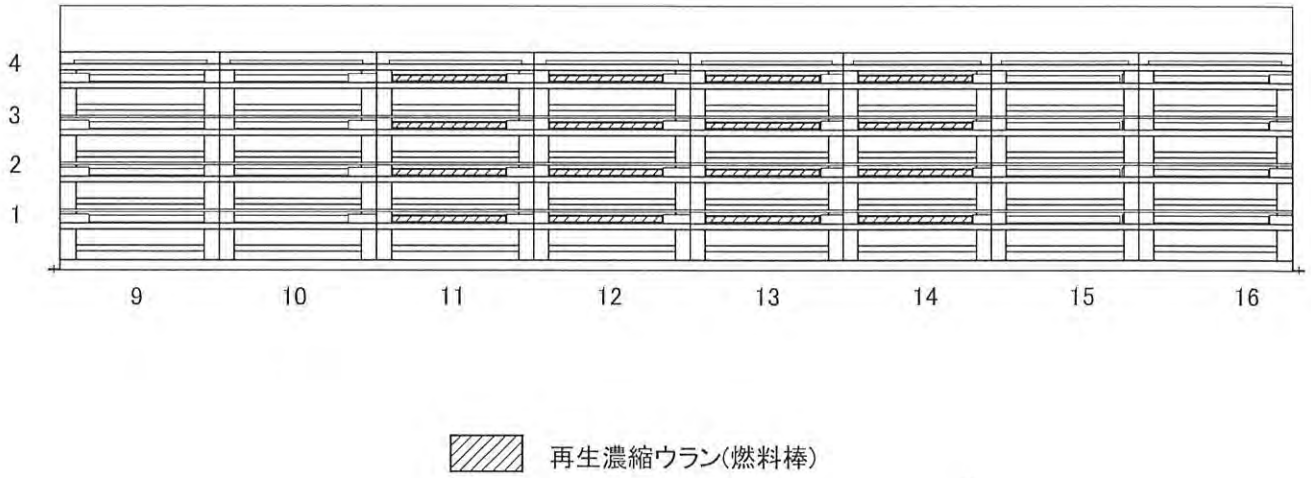
⊙：再生濃縮ウラン(ウラン粉末)

※再生濃縮ウランは、南側貯蔵エリアの西側に6行6列で貯蔵する。

第4図(4)工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備
再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

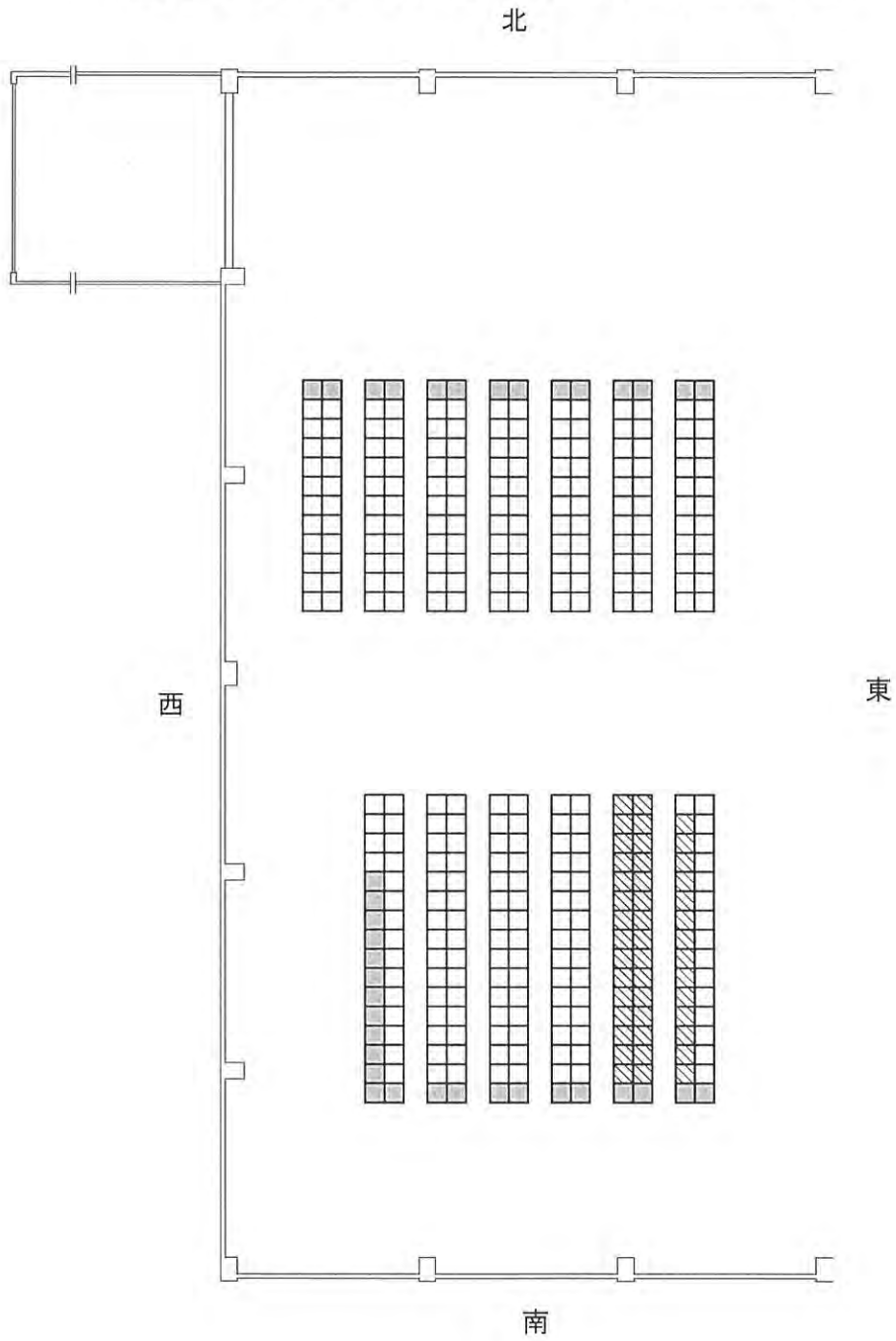
UNCONTROLLED



燃料棒貯蔵棚(1)



第4図 (5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚
再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

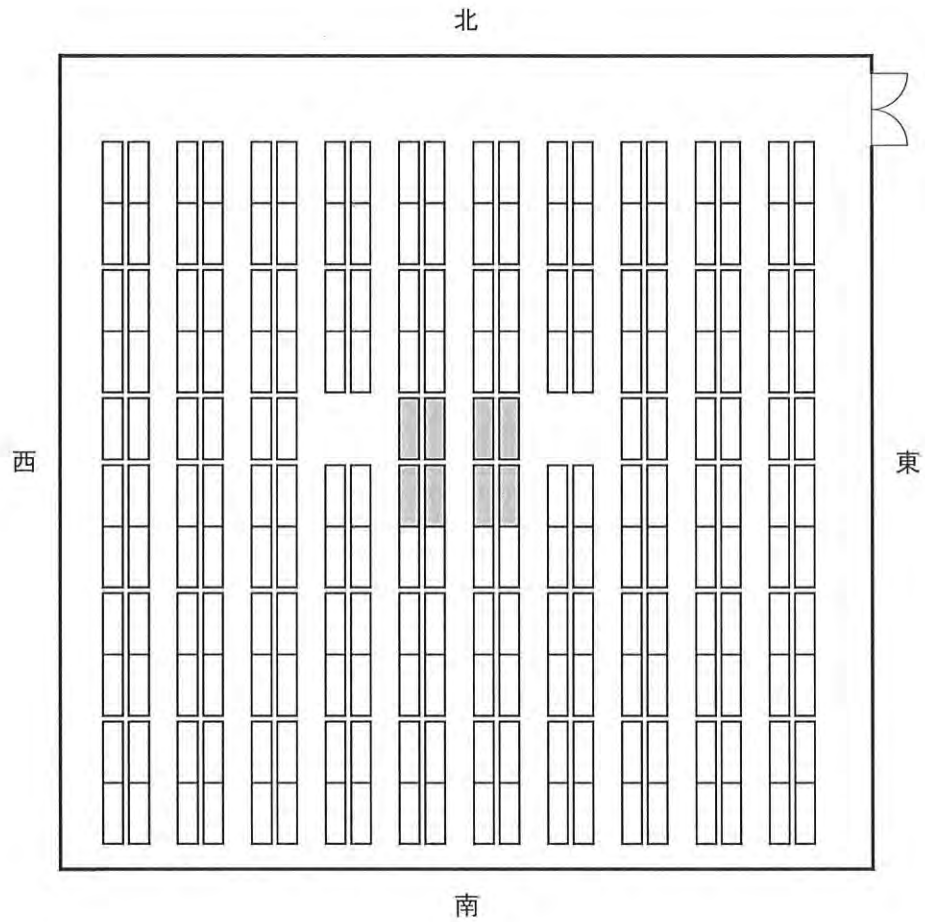
UNCONTROLLED



-  再生濃縮ウラン燃料集合体貯蔵エリア
-  積載防止板により燃料集合体が貯蔵できないエリア

第4図 (6) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台
再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

UNCONTROLLED

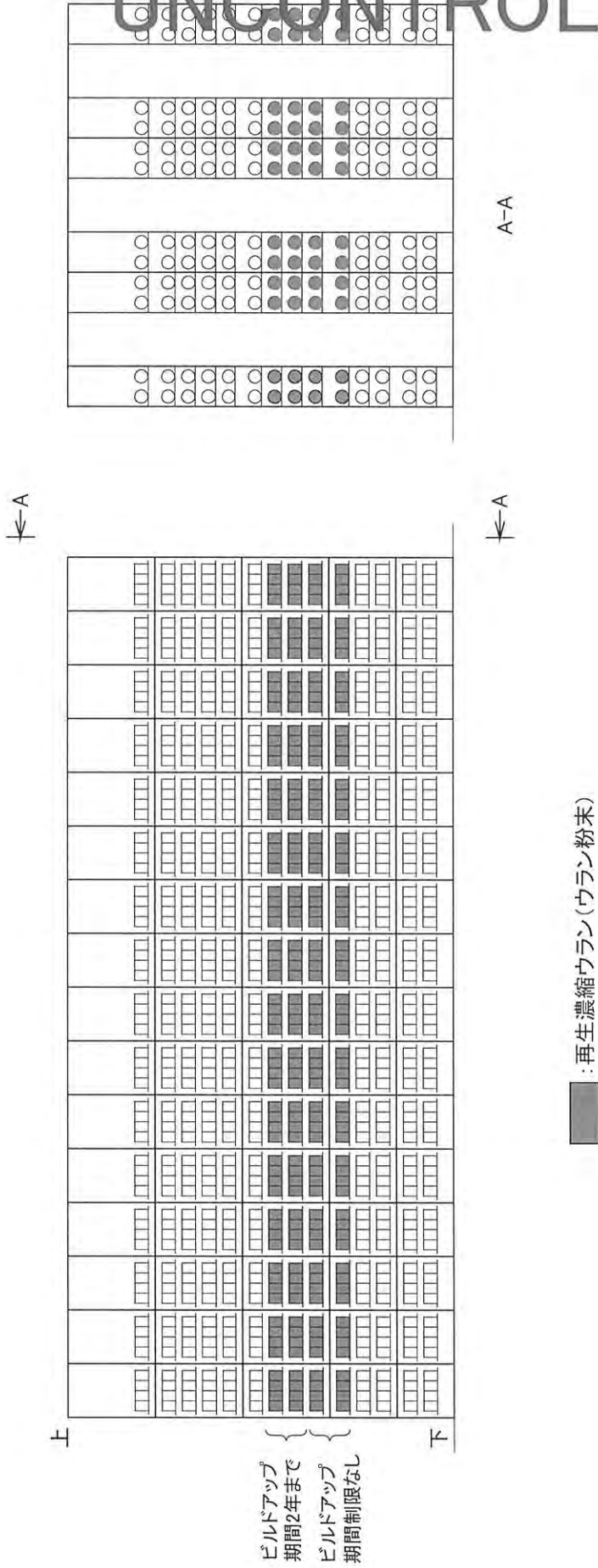


■ :再生濃縮ウラン(ビルドアップ期間制限なしのウラン粉末)

※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図(7)第2核燃料倉庫 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

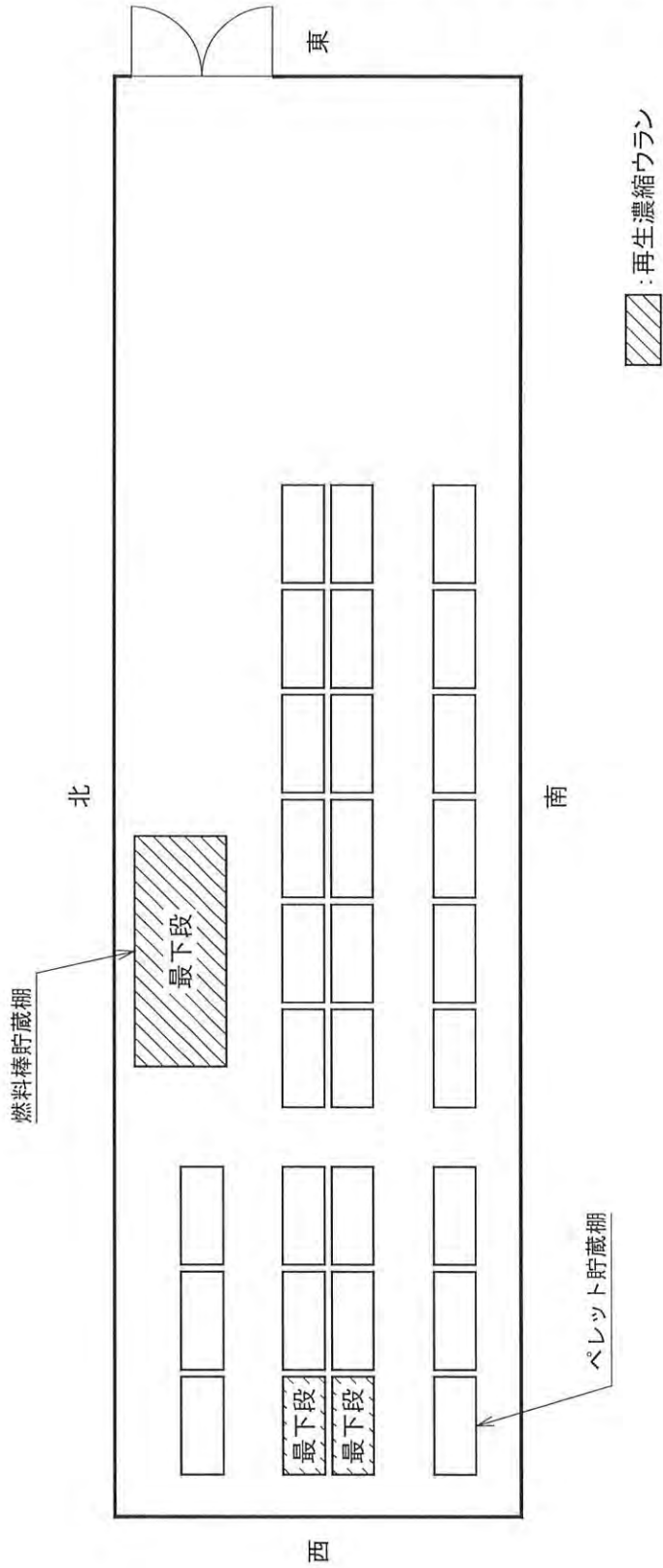
UNCONTROLLED



※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。

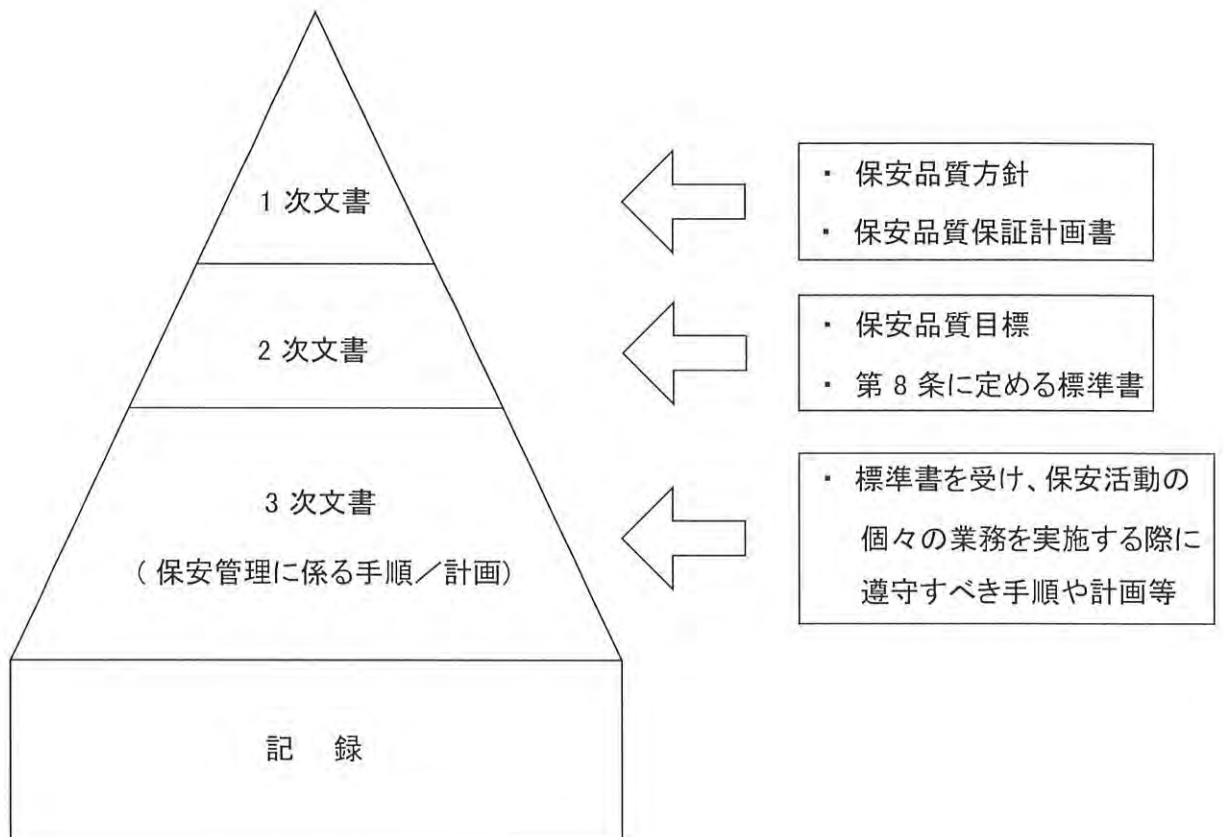
第4図(8) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

UNCONTROLLED

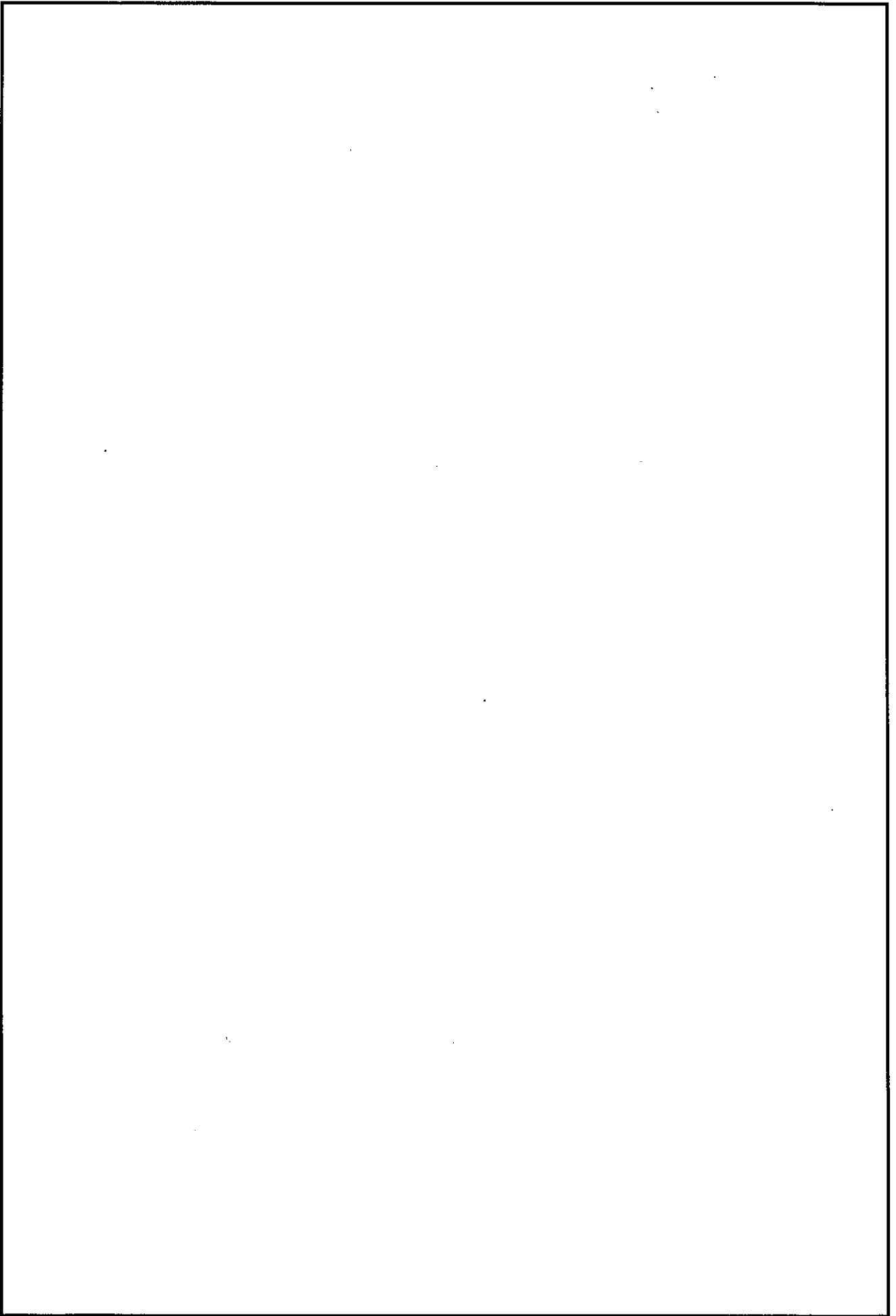


第4図(9)第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

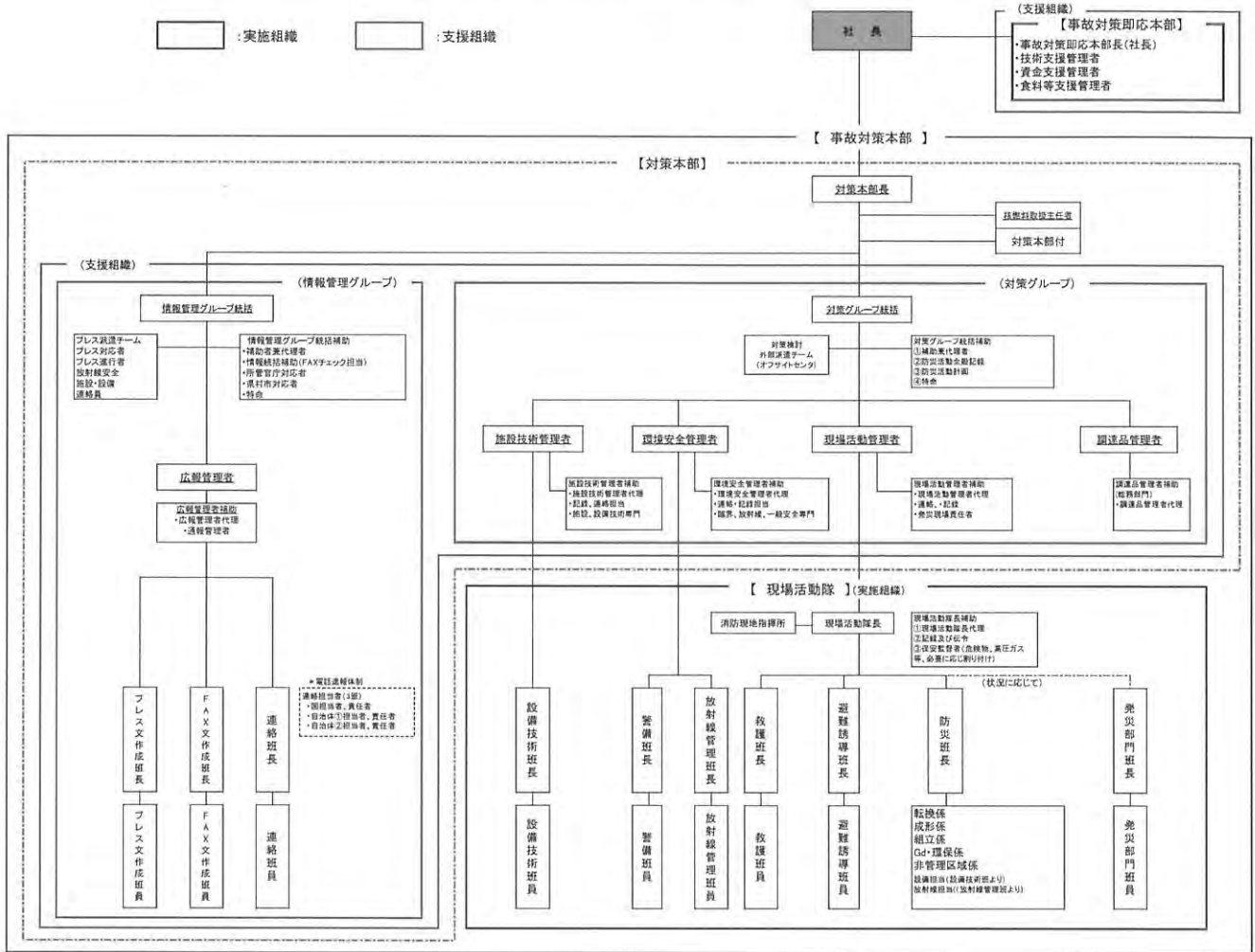
UNCONTROLLED



第5図 保安品質マネジメントシステム文書体系図



UNCONTROLLED



第7図 防災組織図

UNCONTROLLED

別表第1 保安規定と標準書の対応表 (第5条の2関係)

章	保安規定	標準書 (文書番号)
第1章 総則	第1条 目的	
	第2条 適用範囲	
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守	
第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3	
	第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)
	第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)
	第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)
	第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)
	第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)
第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
	第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
	第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
	第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)
	第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
	第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)
	第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)
第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)
	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)
第5章 加工施設の操作	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)
	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)
第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)
第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)
第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)
第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第89条～第91条	火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)
第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)
第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07)
	第102条～第120条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)
第14章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)
第15章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)
	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)

UNCONTROLLED

別表第1-1-① 教育・訓練項目 (第24条関係)

保安教育項目	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の従業員等	教育時間
	操作員等(注1)	役員		
関係法令及び保安規定に関すること(注2、注3)	原子炉等規制法、関係法令及び許認可申請書			1 時間以上
	加工施設保安規定及び関係する下部規定			
加工施設の構造、性能及び操作に関すること(注3)	加工施設の概要(構造、性能、安全設備等)			0.5 時間以上
	加工施設の操作及び管理における保安に関すること	対象外		1 時間以上
放射線管理に関すること(注3)	放射線の性質、放射線の防護、被ばく管理等			0.5 時間以上
	放射線安全作業に関すること	対象外		0.5 時間以上
核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄に関すること	対象外		1 時間以上
	臨界安全に関すること			0.5 時間以上
非常の場合に採るべき処置に関すること(注3、注4)	原子力防災に関すること			0.5 時間以上
	防災訓練に関すること			

頻度 : 新入者・転入者教育 … 入社・転入時の都度(役員及び従業員を対象とする。)
 従事前保安教育 … 登録時の都度
 定期保安教育 … 年1回

(注1) 操作員等には、施設の操作に従事する操作員に加えて、管理監督する立場の者を含む。
 また、臨時雇員及び請負会社従業員を含む。

(注2) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。

(注3) 六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関することを含む。

(注4) 設計想定事象等発生時の保全活動に関する事項を含む。

UNCONTROLLED

別表第1-1-② 緊急作業に係わる教育・訓練（第24条関係）

分類	教育・訓練項目	時間
学科教育 (注1)	緊急作業の方法に関する知識(放射線防護措置の教育を含む。)	3時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造並びに取扱いの方法に関する知識	2時間以上
	電離放射線の生体に与える影響, 健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上
	関係法令	0.5時間以上
実技訓練 (注2)	緊急作業の方法	3時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上

(注1) 緊急作業従事者として選定する前及び教育実施後に変更が生じた場合に随時実施する。
 なお, 教育内容に変更が生じた場合の教育時間は, 変更の程度に応じて決めることができる。
 (注2) 緊急作業従事者として選定する前及び毎年度1回以上実施する。

別表第1-2 巡視を行う設備等（第30条及び第60条の8関係）

巡視を行う設備等	巡視責任者
(1) 化学処理施設	関係課長
(2) 成形施設	成形課長
(3) 被覆施設	組立課長
(4) 組立施設	組立課長
(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長
(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長
(7) 非常用電源設備	設備技術課長
(8) 非常用設備	関係課長
(9) 放射線管理施設	安全管理課長
(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長
(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長
(12) 新燃料輸送容器	組立課長

UNCONTROLLED

別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33, 44条関係)

設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者
化学処理施設関係			
(1) UF ₆ 蒸発・加水分解設備 (工場棟) ・蒸発器 (UF ₆ シリンダ)	4基	・蒸発器の温度を121℃以下にする	転換課長
(2) 固液分離設備 (工場棟) ・金属容器 (溶液・スラリー)用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	転換課長
(3) 乾燥設備 (工場棟) ・乾燥機	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	転換課長
(4) 焙焼還元設備 (工場棟) ・リサイクル粉投入ボックス ・ロータリーキルン	2基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする	転換課長
(5) 混合設備 (工場棟) ・サンプリング台	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	転換課長
(6) ウラン回収設備 (第1系列) (工場棟) ・原料フードボックス ・溶解槽 ・遠心ろ過機 ・溶解液受槽 ・沈殿槽 ・遠心分離機 ・乾燥機 ・箱形乾燥機 ・pH調整槽 ・ろ過機 (廃液用) ・解砕機 ・仮焼炉 ・乾燥トレイ用台車	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 2基 1基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する	転換課長
(7) ウラン回収設備 (第2系列) (工場棟) ・投入ボックス ・沈殿槽 ・粉碎機 ・スクラップ仮焼炉 (仮焼部) ・スクラップ仮焼炉 (冷却部) ・ヒュームフード (1) ・ヒュームフード (2) ・箱型乾燥機 ・仮焼ポート用台車	2基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・複数の運転員により試薬投入量を確認する ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	転換課長

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者
(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1 基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長
(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈殿槽	1 式 1 基 2 基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	環境保全課長
成形施設関係 ・遠心分離機 ・液受槽	1 基 1 基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長
(10) 圧縮成型設備(工場棟) ・繰返し粉投入ボックス ・明替えボックス ・ペレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置) ・ペレット移替機(2) (圧粉体密度測定装置) ・試験用プレス ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・フードボックス(3) ・繰返し粉ホッパー台車	1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 2 台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長
(11) 焼結設備(工場棟) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉	2 基 1 基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

UNCONTROLLED

設 備 及 び 機 器 名 称	頁 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者
(12) ペレット検査設備（工場棟）			成形課長
・ペレット外観検査装置 金属容器(ペレット)受	7基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・ペレット寸法密度検査装置	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・焼結体密度検査装置	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
(13) 粉末再生設備（工場棟）			成形課長
・洗浄ボックス（研削工程）	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・研削屑乾燥機	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・フードボックス(4)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・フードボックス(5)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・ペレット明替機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・酸化炉(1)	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・粉碎機(1)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・酸化炉(2)	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・粉碎機(2)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・洗浄ボックス（圧縮成型工程）	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・ロータ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
(14) 圧縮成型設備（加工棟）			成形課長
・フードボックス(1)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・フードボックス(2)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・電動リフタ(1)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	
・電動リフタ(2)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	
・電動リフタ(3)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	
・電動リフタ(4)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	
(15) 焼結設備（加工棟）			成形課長
・連続焼結炉	1基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする	
(16) ペレット検査設備（加工棟）			成形課長
・ペレット外観検査装置 金属容器(ペレット)受	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・ペレット寸法密度測定台	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

UNCONTROLLED

設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者
(17) 粉末再生設備（加工棟）			成形課長
・洗浄ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・研削屑乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
		・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる	
・フードボックス(3)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・酸化炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・ロータ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
被覆施設関係			
(18) 燃料棒補修設備（工場棟）			組立課長
・UO ₂ 明替ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
(19) 燃料棒組立設備（工場棟）			組立課長
・ペレットトレイ用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
(20) 燃料棒組立設備（加工棟）			組立課長
・ペレットトレイ用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
組立施設関係			
(21) 燃料集合体組立設備（工場棟）			組立課長
・マガジン架台部	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・運搬台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
貯蔵施設関係			
(22) 原料貯蔵設備（工場棟）			成形課長
・シリンダ貯蔵架台	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	
・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	
・天井走行クレーン(転換5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。

UNCONTROLLED

設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者
(23) 粉末貯蔵設備（工場棟）			転換課長
・スクラップ貯蔵棚（粉末用）（転換加工室）	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・運搬台車	7基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・金属容器（粉末）用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・SUS容器用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
(24) 粉末貯蔵設備（工場棟）			成形課長
・粉末一時貯蔵棚	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・スクラップ貯蔵棚（粉末用）（ペレット加工室）	16基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・金属容器（粉末）用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・大型粉末容器用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
(25) UO ₂ ペレット貯蔵設備（工場棟）			成形課長
・圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	
・焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	
・スクラップ貯蔵棚（ペレット用）	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・金属容器（ペレット）	30個	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・仕上りペレット一時貯蔵棚	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	
・仕上りペレット貯蔵棚	1式	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	
・金属容器（ペレット）用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・ポート（焼結）用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・ポート（焼結）用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・ペレットトレイ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・金属缶用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・仕上りペレット貯蔵棚用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。